

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部等運用計画

〈全部・全班、消防団〉

#### 第1 計画の方針

この計画は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町がその有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

#### 第2 京丹波町災害警戒本部の設置及び閉鎖について

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖については、総務部長、健康福祉部長、産業建設部長及び総務課長が協議して決定する。

#### 2 設置基準

##### (1) 災害警戒本部1号配備（1号動員）

気象業務法に基づく予警報が発表され、被害の発生が予想される時

##### (2) 災害警戒本部2号配備（2号動員）

ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき

イ 台風が近畿地方に接近することが予想される時

ウ その他、気象状況等により町長が必要と認めたとき

##### (3) 動員

本部体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」に定める。

#### 3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

(1) 災害警戒本部長の指示伝達

(2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

(3) 関係機関との連絡調整

(4) 危険箇所の状況把握及び応急措置

(5) 被害状況の調査及び収集

#### 4 閉鎖基準

- (1) 気象業務法に基づく予警報が解除されたとき、又は災害が発生するおそれが解消されたと認められるとき
- (2) 災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

### 第3 京丹波町災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

- 1 災害対策本部の設置及び閉鎖については、総務部長、健康福祉部長、産業建設部長及び総務課長が協議の上町長に具申し、町長が決定する。

#### 2 設置基準

- (1) 局地的集中豪雨又は暴風雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき
- (2) 地震又は火災、その他事由のために相当の被害が発生したとき
- (3) その他町長が必要と認めたとき

#### 3 設置場所

災害対策本部は、町役場に設置する。ただし、町役場の建物損壊等により使用困難な場合は、瑞穂支所、和知支所を代替施設とする。

#### 4 閉鎖基準

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動が概ね終了したとき

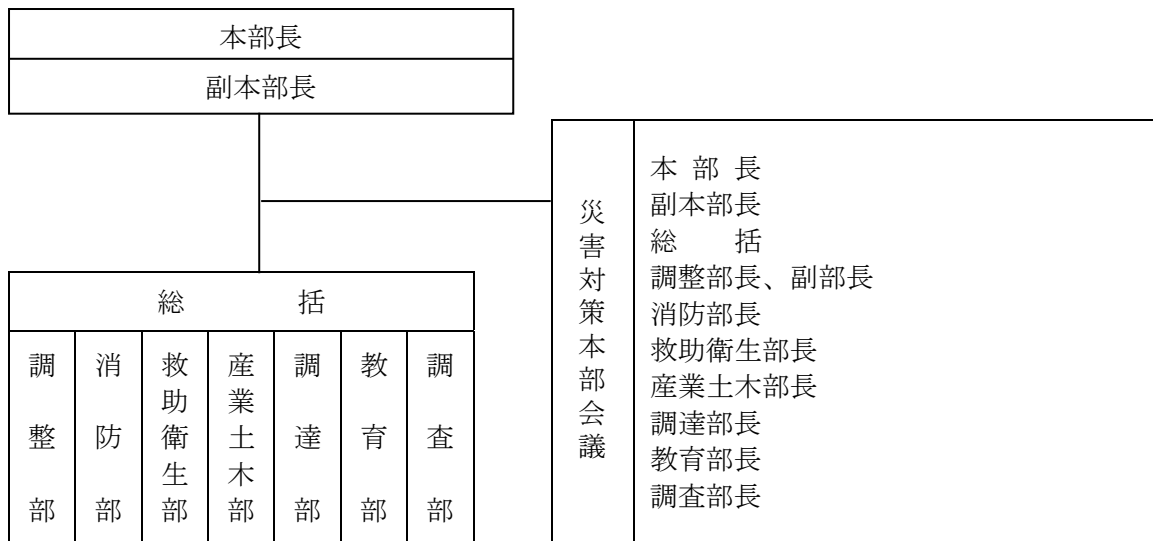
### 第4 京丹波町災害対策本部の組織等

#### 1 災害対策本部の運用

- (1) 町の災害に対する組織は、次のことを考慮のうえ直接応急対策活動に関係あるもので組織し、その他のものについては、動員要員とする。
  - ア 指揮命令系統を確立すること
  - イ できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること
  - ウ 責任分担を明確にすること
- (2) 災害対策本部の指揮（本部の設置・閉鎖の決定を含む。）は、町長（本部長）が行う。なお、町長が不在等の場合の指揮代行順位は、1位：副町長、2位：総務部長、とする。
- (3) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- (4) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、2（1）のとおり、災害応急対策にあたる7つの部の部長等で構成する災害対策本部会議を設置する。
- (5) 災害対策本部の総括責任者は、総務部長とする。
- (6) 災害対策本部の各部・各班の事務分掌は、2（2）のとおりとする。

2 災害対策本部の組織

(1) 組織構成



※災害の状況に応じて、上記7部に加え、「避難所対応部」「活動部」を設置する場合があります（本部長の判断・指示による）。

(2) 各部・各班の事務分掌

調整部（注1）

調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の予防及び応急対策の調整</li> <li>(2) 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理</li> <li>(3) 自衛隊の派遣要請</li> <li>(4) 命令及び決定事項の伝達</li> <li>(5) 関係機関に対する連絡及び要請</li> <li>(6) 各種要望の応接及びり災地の慰問</li> <li>(7) 庁内の管理及び警備</li> <li>(8) 町有財産の管理及び応急措置</li> <li>(9) 庁内電話交換の運営</li> <li>(10) 応援職員等の要請と受入れ調整</li> </ul>
動員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報活動及び報道機関との連絡</li> <li>(2) 災害対策本部要員及び職員の動員</li> <li>(3) 災害対策本部内の連絡</li> <li>(4) 公用自動車の配車運営</li> <li>(5) 現地調査班との連絡及び応急対策事務処理の指導</li> </ul>

**消防部**

消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報の収集</li> <li>(2) 火災、風害、水害等の場合における消防団活動の命令、伝達、調整及び指示</li> <li>(3) 消防団活動の現地指導</li> <li>(4) 危険物及び消防水利対策</li> <li>(5) 消防器機、施設整備等の指示及び指導</li> <li>(6) 調整部及び消防関係機関との連絡</li> <li>(7) その他消防に関する事項</li> </ul>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**救助衛生部（注1）**

救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害救助法の運用</li> <li>(2) 救助に必要な情報収集及び調査</li> <li>(3) 救助物資等の調達に関する連絡確保</li> <li>(4) 救助物資等の輸送</li> <li>(5) 生活保護関係の状況調査</li> <li>(6) 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置</li> <li>(7) 母子世帯等の被害調査及び資金貸付等の措置</li> <li>(8) 災害地における応急託児施設の指導</li> <li>(9) その他救助一般</li> </ul>
医務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療救助及び助産</li> <li>(2) 救助衛生部の活動に必要な情報収集</li> <li>(3) 日赤その他関係医療機関との連絡調整</li> <li>(4) その他医療一般</li> </ul>
防疫班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 感染症の予防</li> <li>(2) 汚物処理</li> <li>(3) 消毒</li> <li>(4) 防疫用薬品の確保及び補給</li> </ul>

**産業土木部（注2）**

産業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工農林関係被害状況の収集整理</li> <li>(2) 関係機関に対する連絡及び要請</li> <li>(3) 商工業者、農作物、農機具等の応急措置指導及び肥料、農薬等の生産資料の確保</li> <li>(4) 家畜の防疫指導</li> <li>(5) 共済関係の調査査定緊急措置</li> <li>(6) その他産業一般に関する事項</li> </ul>
水防調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川、ため池等施設の整備点検</li> <li>(2) 水防資材の整備点検及び調達輸送</li> <li>(3) 水防関係の情報の収集及び連絡</li> <li>(4) 水防警報及び緊急対策</li> <li>(5) 水防活動の指導又は指示</li> <li>(6) ため池、農地、農業用施設、河川、道路、治山関係の被害状況調査及び応急復旧</li> <li>(7) 住宅関係の被害調査及び対策</li> <li>(8) 道路の除雪対策</li> <li>(9) その他農地、土木一般に関する事項</li> </ul>

上下水道班	(1) 上下水道施設の整備点検 (2) 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧 (3) その他上下水道一般に関する事項 (4) 飲料水の供給
-------	---------------------------------------------------------------------------------

調達部（注1）

調達班	(1) 衣料、寝具、日用必需品等救助物資の調達 (2) 応急対策用必需物品の調達管理 (3) その他調達一般に関する事項
-----	--------------------------------------------------------------------

教育部（注1）

教育班	(1) 教育関係の被害状況の収集整理 (2) 災害地における児童及び生徒の応急教育 (3) 学用品及び教科書の調達配分 (4) 教育施設及び設備の被害状況調査並びに応急復旧 (5) 文化財の管理 (6) 文化財の被害状況調査及び復旧 (7) その他教育関係一般に関する事項
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

調査部（注1）

調査班	(1) 被害状況の緊急調査 (2) 具体的な実態調査 (3) 対税措置 (4) その他税制一般に関する事項
-----	----------------------------------------------------------------

※産業土木部、調達部及び調査部については、各部事務分掌に示す業務と併せて、本部長の指示に基づき合同でその活動を行うことがある。

※救助衛生部については、その事務分掌に示す業務と併せて、本部長の指示に基づき町内避難所運営に関する対応を行うこととする。

（注1）該当部（班）の業務と併せて、本部長の指示に基づき、「避難所対応部（班）」として、合同で臨機応変に避難所対応を行うことがある。

（注2）該当部（班）の業務と併せて、本部長の指示に基づき、「活動部（班）」として、合同で臨機応変に活動することがある。

3 災害対策本部の標識及び職員の証票

災害対策本部を設置した場合は、町役場入り口付近に所定の本部標識を設置する。

また、災害応急活動に使用する車両については、所定の自動車用標識を掲げるものとする。

本部長以下、町職員は、災害応急活動に携わる際においては、それぞれ定められた腕章を装着するものとする。

## 第2節 動員計画

〈全部・全班、消防団〉

### 第1 計画の方針

この計画は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、本部要員等の動員についてその要領を定める。

### 第2 災害警戒本部要員の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員等の動員は、次によるものとする。

	総括	調整部	消防部	救助 衛生部	産業 土木部	調達部	教育部	調査部	計
1号配備	4	10	5	7	7	2	4	2	40
2号配備	4	25	5	16	19	5	10	5	88

ただし、災害警戒を必要とする状況に応じて、本部長は必要な要員等を動員するものとする。

### 第3 災害対策本部要員の動員

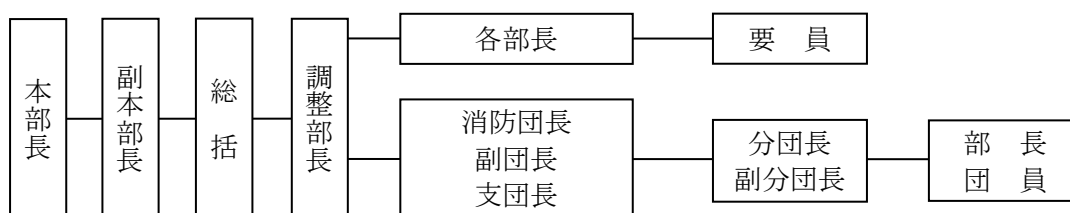
災害対策本部要員の動員は、別表に定める動員計画の4段階により、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて動員する。

	総括	調整部	消防部	救助 衛生部	産業 土木部	調達部	教育部	調査部	計
1号動員	4	10	5	7	7	2	4	2	40
2号動員	4	25	5	16	19	5	10	5	88
3号動員	4	33	5	39	27	11	14	10	142
4号動員	4	40	5	46	31	14	16	13	168

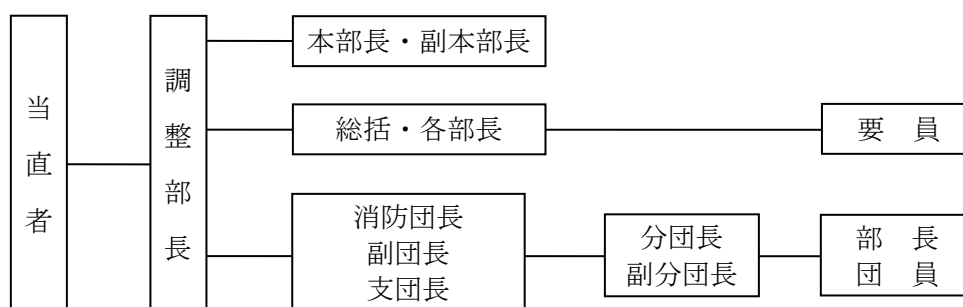
### 第4 動員の要領

#### 1 本部要員等に対する伝達系統

##### (1) 平常勤務時の伝達系統



(2) 勤務時間外における伝達系統



2 動員の方法

- (1) 平常勤務時の動員の伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、1の(1)の伝達系統により行う。
- (2) 勤務時間外の動員の伝達は、電話又は連絡員等により1の(2)の伝達系統により行う。
- (3) 消防団員の動員については、1の(1)又は(2)の方法で行うが、出動要領については別に定めるところによる。
- (4) 職員は、災害が発生し又は災害が発生するおそれのあるなどの情報を得たときは、災害対策本部の指示がない場合であっても、自らの判断により参集するものとする。

第5 他機関に対する応援要請

1 応援要請の協議

応急救助実施について、府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合、災害対策本部長は、直ちに災害対策本部会議を招集し、応援要請について協議し、決定する。ただし、事態が急迫して災害対策本部会議を招集するいとまのないときは、直接、災害対策本部長が決定する。

2 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長があたり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

3 国による応援制度の活用

(1) 応急対策職員派遣制度

災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

(2) 内閣府調査チーム

大規模な被害が想定される場合、府と連携して、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第6 災害被害状況調査

豪雨、台風等の災害発生後、緊急に対応を要する事態が収束したと判断され、その後の被害調

査は、別紙の被害調査分担表に基づき、各支部の中で地域割りを行い、一斉の緊急調査を行い、本部及び各支所へ報告を行う。各支所は、支所単位でとりまとめを行い、本部へ報告する。



### 第3節 通信情報連絡活動計画

〈調整班、動員班、消防班、消防団〉

#### 第1 計画の方針

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、町及び防災機関は、災害に関する予報、警報並びにその他災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、町及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

#### 第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

##### 1 京丹波町防災行政無線

種別	親局	子局	数量	摘要
移動系	京丹波町役場	可搬型無線機	7	ぼうさいきょうたんば
		携帯無線機	79	
		車載型無線機	68	

##### 2 衛星通信系防災情報システム

各市町村防災関係機関等を結ぶ無線で、京都府衛星通信系防災情報システムを導入している。本町では町役場に設置されている。

##### 3 消防専用回線（有線）

京都中部広域消防組合（消防指令室）と町役場（総務課）との間に専用回線が設置されている。

##### 4 NTTの災害時優先扱いの電話

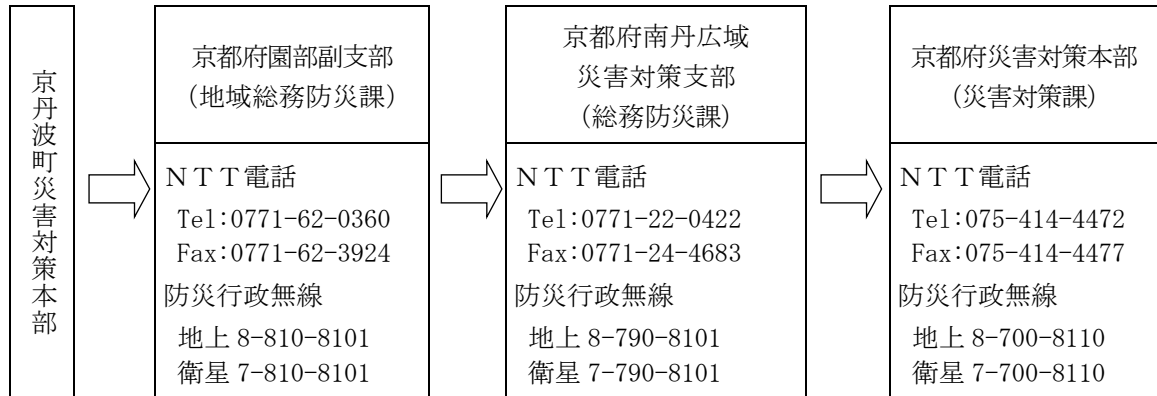
資料編3-3「災害時優先電話」参照

### 第3 非常時の通信手段及び系統

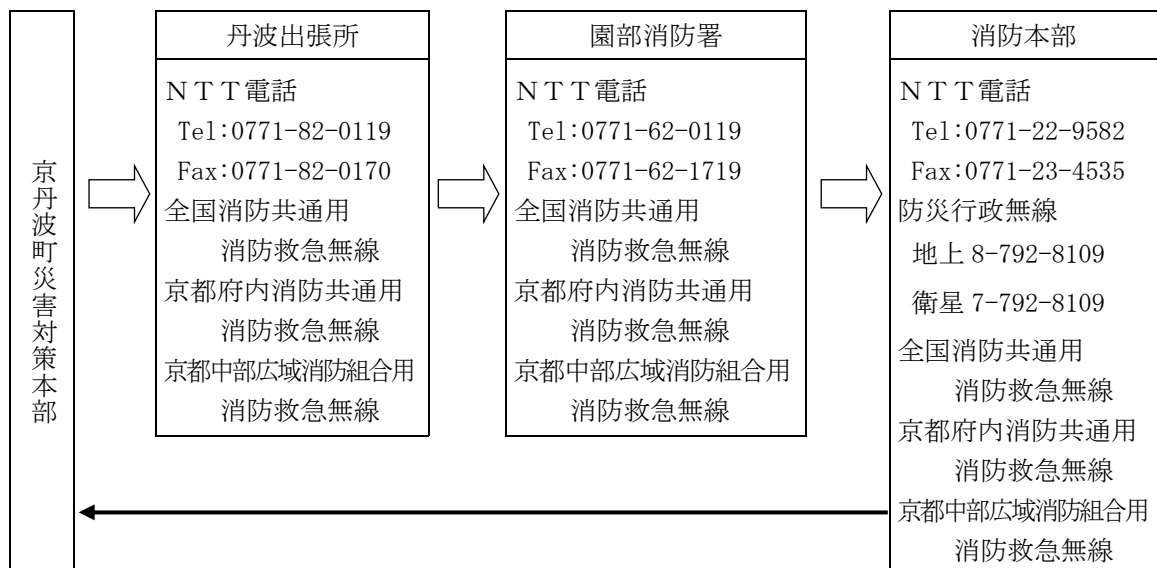
大規模な災害の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関相互の通信を確保するものとする。

なお、N T T電話による発信は、災害時優先電話を利用する。

#### 1 京都府との連絡

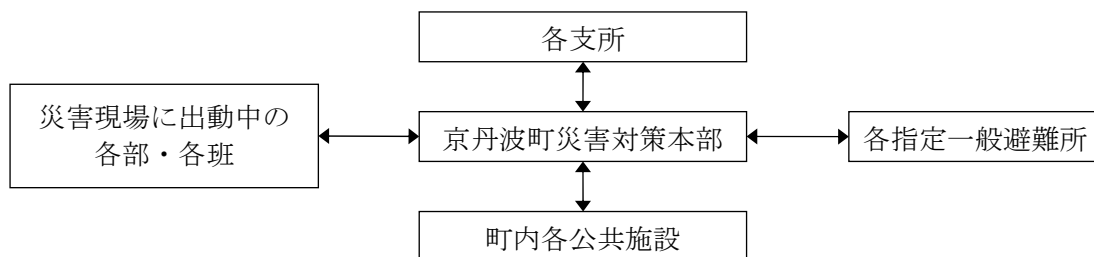


#### 2 京都中部広域消防組合との連絡



3 各部・各班、町内公共施設及び指定一般避難所等との連絡

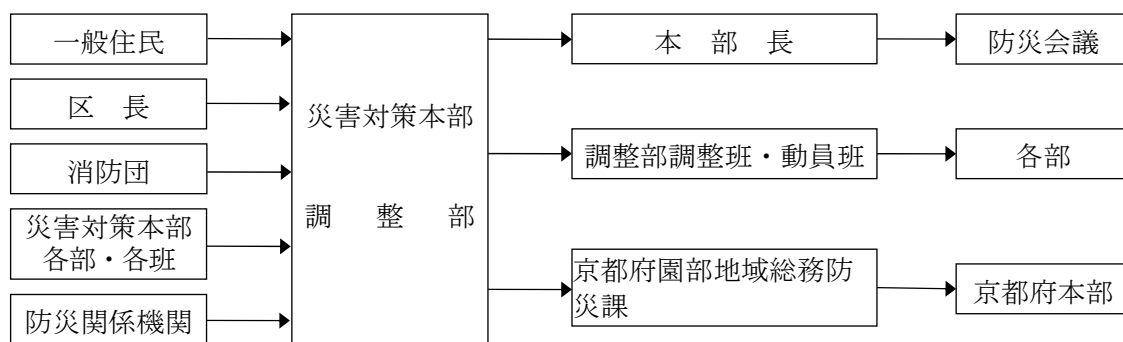
これらの町内の防災関係施設間では、N T T電話、防災行政無線、携帯電話等により連絡を取り合う。



第4 災害情報及び被害状況の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、府南丹災害対策支部等に応援を求めて行うものとする。

1 情報把握組織の系統



2 災害情報の収集又は報告

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。

(1) 情報の収集

ア 住民組織による収集

- (ア) 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報するものとする。
- (イ) 区長、消防団長・消防分団長等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に報告するものとする。

イ 本部組織による収集

- (ア) 各配備職員は、参集段階で経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告する。
- (イ) 各部長は、各部署で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、調整部長に報告する。
- (ウ) 災害状況及び被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、調整部長に報告する。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ・町内の全般的な被害状況 | ・文化施設の被害状況  |
| ・公共土木施設の被害状況 | ・住宅の被害状況    |
| ・産業関連施設の被害状況 | ・水道施設の被害状況  |
| ・教育関連施設の被害状況 | ・下水道施設の被害状況 |
| ・こども園の被害状況   |             |

(エ) 災害対策本部長に報告する各種の情報は、調整部調整班において収集整理する。

## (2) 災害情報の報告

### ア 報告の内容

- (ア) 被害の概要
- (イ) 避難指示等の発令状況、災害発生の状況
- (ウ) 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- (エ) 応援要請状況
- (オ) 要員及び職員派遣状況
- (カ) 応急措置の概況
- (キ) 救助活動の状況（避難所開設、収容、炊出し、物資供給、医療、救出等応急救助の実施内容）
- (ク) 要望事項
- (ケ) その他の状況

### イ 報告の概要

アに掲げる事項が発生次第、その都度、様式第1号（資料編3-6参照）により報告する。

## 3 被害状況調査及び報告

被害状況の調査にあたっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は調整部調整班においてとりまとめ、その都度、府園部地域総務防災課長及び関係機関に遅滞なく報告するものとする。

なお、人的被害の数については、府が一元的に集約・調整を行うこととなっており、随時、綿密に連携しながら情報提供・共有化を行う。

被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

### (1) 被害状況調査

#### ア 概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速性を主とする。

#### イ 状況調査

概況調査後は、被害又は応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

#### ウ 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかる

ように、また、災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。

エ 詳細調査

応急対策の活動状況もしくは衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

オ 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

カ 被害程度の認定基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、資料編3-4「被害程度の認定基準」を用いる。

(2) 被害状況報告

ア 報告の種類及び内容

(ア) 被害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず、迅速性を主とすることが望ましく、第4号様式(その1)(資料編3-6参照)により行う。ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

(イ) 被害状況報告

被害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次第4号様式(その2)(資料編3-6参照)により報告する。ただし、府災害対策本部長が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(ウ) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に第4号様式(その2)(資料編3-6参照)により報告する。ただし、府災害対策本部長が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

(エ) 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って報告する。

(オ) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

イ 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式第1～3号により報告したものと見なす。

府園部地域総務防災課及び関係機関に対する報告に際しては、調整部長が報告主任、副主任を決めてこれを担当させるとともに京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意する。

(ア) 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

(イ) 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、このほか無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- a 緊急要請
- b 災害対策本部指令及び指示
- c 応急対策報告
- d 被害状況報告
- e その他災害に関する連絡

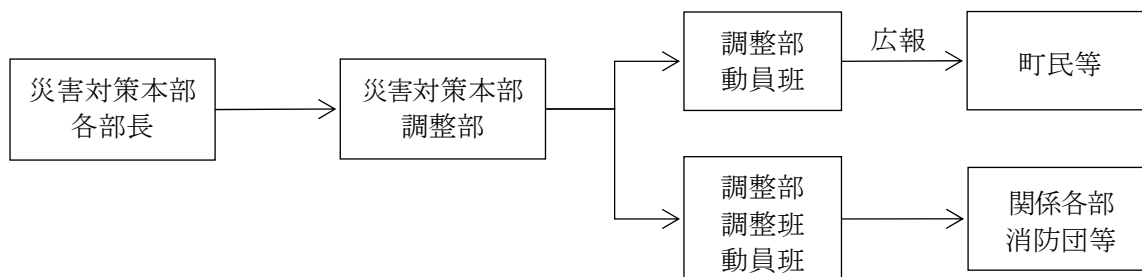
(ウ) 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

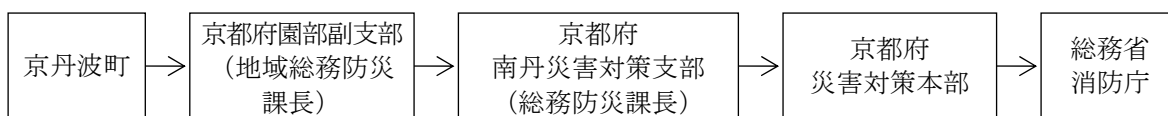
(エ) 通信途絶時における措置

公衆電気電信、JR通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

4 報告の処理系統



災害情報等の伝達系統 —町内の伝達—



災害情報等の伝達系統 —京都府への報告—

<京都府への連絡先>

	N T T 電話	衛星通信系防災情報システム
京都府園部副支部（地域総務防災課長）	0771-62-0360	8（又は7）-810-8101
京都府南丹災害対策支部（総務防災課長）	0771-22-0422	8（又は7）-790-8101
京都府災害対策本部	075-414-4466 075-417-4474	8（又は7）-700-4474

<総務省消防庁への連絡先>

	平 日 【9:30～17:45 震災等応急室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T 電話	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	7527	7537	7782	7789

5 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・cm・mm等）は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しないなど、報告の簡略化を図るものとする。

6 平常時における留意事項

- (1) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- (2) 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- (3) 電話による「非常通信」「緊急通信」については、あらかじめ最寄りの市外交換取扱局より承認を受けた災害時優先電話から「102番」にダイヤルし利用する。
- (4) J Rの通信設備の具体的な利用方法については、J R下山駅、J R和知駅、J R安栖里駅、J R立木駅とあらかじめ協議しておく。
- (5) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。  
また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意すること。

7 非常電報の発信

電報頼信紙に電報書体（片仮名）又は通常の文書体（漢字を交えてもよい。）で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

8 関係機関との連絡

町内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第5 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

(1) 町、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他災害応急対策に必要な指示、命令等は、次に示す防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

<災害時の通信経路>

総合信頼度	災害時の通信経路
A B	京丹波町役場～～～→京都府(災害対策課) ====(0.1km)須知交番————南丹警察署————府警察本部～～～京都府(災害対策課)
A B	京丹波町役場瑞穂支所————京丹波町役場～～～→京都府(災害対策課) ————京丹波町役場====須知交番————南丹警察署————府警察本部 ～～～京都府(災害対策課)
A B	京丹波町役場和知支所————京丹波町役場～～～→京都府(災害対策課) ————京丹波町役場====須知交番————南丹警察署————府警察本部～～ ～～京都府(災害対策課)
B	京丹波町役場====(南丹市から京都府ルートへ)

記号

—————	無線区間	～～～～～～～～	有線区間
～～～～～————	有線無線混在区間	=====	使送区間
→→→→→→→→→→	衛星通信区間	～～～～～→→→→→	有線/衛星通信二重化区間

(2) アマチュア無線局等の利用

これらの無線所有機関にはあらかじめ依頼し、必要な事項について十分打合せをしておくものとする。

2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のための連絡であり、防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

(1) 非常通信の内容

- ア 人命の救助に関する事
- イ 天災の予報及び天災その他災害の状況に関する事
- ウ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関する事
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他指令に関する事
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事
- ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関する事



- コ 災対法第 57 条の規定により、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- サ 災対法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの
- シ 防災関係機関の相互間が発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- ス 災害救助法第 24 条及び第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- セ 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

(2) 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国都市消防長連絡協議会
- オ 電力事業者
- カ 地方鉄道会社
- キ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(3) 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- イ 本文（字数は、1 通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- ウ 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

3 孤立地区との通信手段の確保

大雪等により孤立するおそれのある地区については、必要に応じて、停電により通信が途絶している地区等との通信手段の確保について、府、通信事業者等と調整し、移動通信機器の貸与等を行う。また、停電の仮復旧のための電源車の配置について、電力事業者と適宜調整を図る。

第6 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画に準じて行う。

また、災害時、被災地との安否確認サービスとして、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、株式会社NTTドコモ関西支社等、携帯事業各社においては災害用伝言板サービスを提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

## 第4節 災害広報広聴計画

〈調整班、動員班〉

### 第1 計画の方針

町の地域に係る災害について、被害の状況及び応急対策又は応急復旧等に関する情報を、町及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、町、府及び関係機関は広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望の把握に努める。

### 第2 報道機関に対する発表

調整部長は、広報資料をとりまとめ報道機関に発表する。発表の内容は、概ね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示等の発令の状況、災害発生の状況
- 6 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

### 第3 放送の要請

府知事と日本放送協会京都放送局長、株式会社近畿放送局長及び株式会社エフエム京都との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

### 第4 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、府園部地域総務防災課その他関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

### 第5 住民への広報要領

災害及び対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項について、調整部動員班が、次の要領により広報する。

#### 1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち、最も適切な方途を講じる。

- (1) 広報車（移動系防災行政無線の積載車を含む。）派遣及び消防車による巡回放送

- (2) 自主放送番組の利用
- (3) 防災行政無線（移動系の半固定的運用を含む。）
- (4) 新聞、ラジオ、テレビ等に対する報道の要請
- (5) 広報紙、チラシ、ポスター、緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）の利用
- (6) 京都府防災・防犯情報メール配信システムの利用

## 2 被害発生後の広報

被害の推移、避難指示等の発令状況、応急措置の状況が確実に行き渡るよう広報する。

例えば電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請するなどの事項を1に掲げた方法により迅速に行う。

## 第6 広聴活動

- 1 被災地及び指定一般避難所等に臨時被災相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 災害に関して、被災者、住民からの各種の問い合わせに対しては、調整班において対応するとともに、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- 3 町及び府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関（京都中部広域消防組合）、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 第5節 災害救助法の適用計画

〈救助班、調査班、関係各班〉

### 第1 計画の方針

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続について定める。

### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- 1 町内の全壊、全焼、流失等により住家が滅失した世帯の数が、次の世帯数以上に達したとき

人 口	滅 失 世 帯 数
12,907 人 (5,000 人以上～15,000 人未満)	40

注) 人口は、令和2年10月1日 国勢調査による

- 2 府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、町の区域内の住家の滅失世帯の数が1の滅失世帯数の半数以上であるとき
- 3 府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

### 第3 被災世帯の算定基準

- 1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

## 2 住家の滅失等の認定

### (1) 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したものの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

### (2) 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

### (3) 準半壊

住家の損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

### (4) 床上浸水

(1)～(3)に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

### (5) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

(解釈) 必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

### (6) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

## 第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、町における災害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、町長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに災害救助法を適用する必要がある

る場合は、あわせてその旨を要請する。

- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 第5 災害救助法の実施基準

災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号）（別表）による。

（別表は、資料編3-7「災害救助法施行細則」参照）

## 第6 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 避難所の設置
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、町長は知事が実施する救助に協力する。

- 1 応急仮設住宅の供与

## 第6節 消防活動計画

〈消防班、消防団〉

### 第1 計画の方針

各種災害の予防並びに防御に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等についてその大綱を定める。

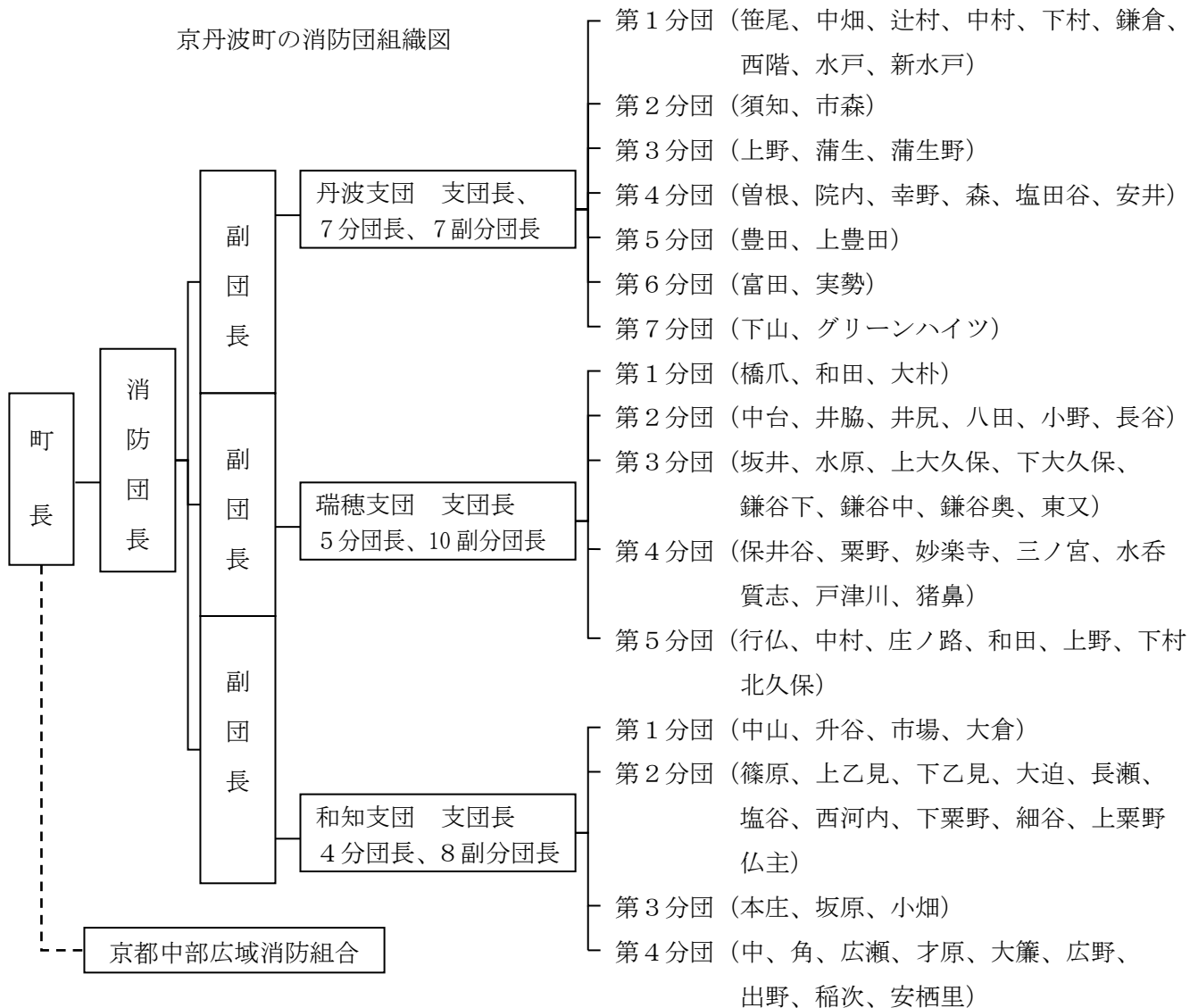
### 第2 消防組織計画

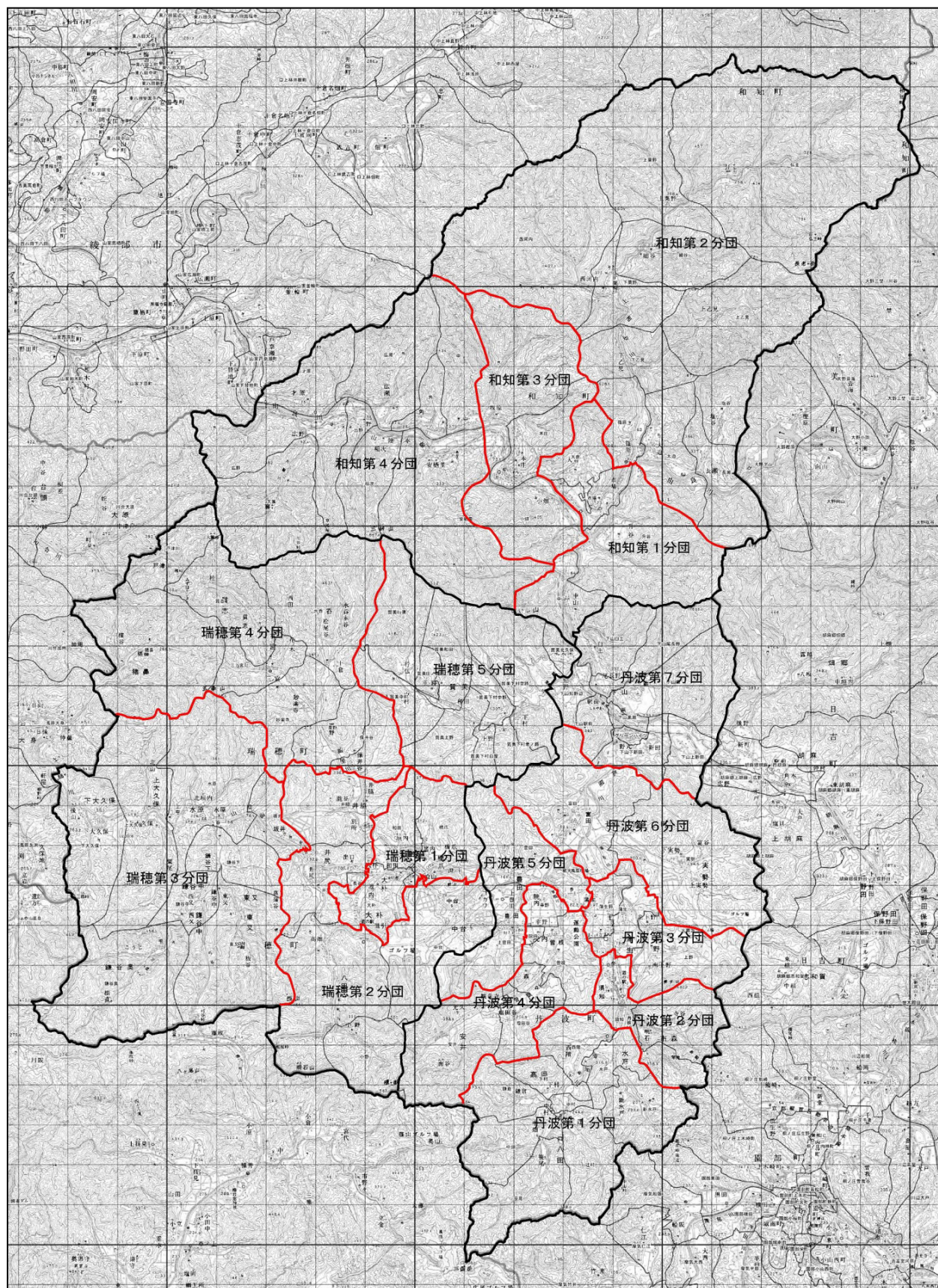
昭和57年に近隣1市8町（現在は、亀岡市、南丹市、京丹波町）による京都中部広域消防組合が発足し、より広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

さらに、消防組合を支える消防団は、町に消防団長をおき各支団に計16分団850人の定数で構成されている。

#### 1 消防団組織

消防団の組織図及び編成は、次のとおりである。





京丹波町消防団管内図



2 災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、本章第1節「災害対策本部等運用計画」に定めるところにより災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときはその体制下に入り、消防班が消防団活動の現地指導を行うものとする。この場合、消防団長は必要があるときは、町長の許可を得て次による消防部を設置することができるものとする。

本部名称	部長	本部要員	事務分掌
京丹波町 災害対策本部 消防本部	消防団長	各副団長 各支団長	1 水防活動体制の確保 2 救急活動体制の確保 3 応急活動体制の確保

第3 設備機器材の配備

1 消防設備機器材

消防設備、機器材を次のとおり配備する。

		消防設備、機器材			
		詰所数	車庫数	消防ポンプ自動車	消防ポンプ積載車
消防団本部（役場）		—	—	—	—
丹波支団	第1分団	2	2	—	2
	第2分団	3	3	1	2
	第3分団	2	2	—	2
	第4分団	2	2	—	2
	第5分団	2	2	—	2
	第6分団	2	2	—	2
	第7分団	2	2	—	2
瑞穂支団	第1分団	2	2	1	1
	第2分団	4	4	—	4
	第3分団	5	5	—	5
	第4分団	4	4	—	4
	第5分団	3	3	—	3
和知支団	第1分団	4	4	—	4
	第2分団	9	9	—	9
	第3分団	3	3	1	2
	第4分団	9	9	—	9

## 第4 調査計画

町は、消防機関が災害に対処して適切な防御活動を行うことができるよう定期又は臨時に消防地理、消防水利及び災害危険区域等を調査し、この結果に基づき全般的な災害防御計画を作成する。

### 1 消防地理調査

消防活動をするための地形、地物、道路、河川等の状況の変化について各部は、毎年1回以上調査し、この結果に基づいて消防機械等を配備する。

### 2 消防水利調査

消防団長は、管内の消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防水利の状況の変化について毎年1回以上調査を実施する。

### 3 災害危険区域等の調査

木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物高圧ガス、R I（ラジオアイソトープ）、山くずれ、崖くずれ発生予想箇所等、災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所又は高層建物、大規模木造建物等の特殊建物について調査し、これらの地域及び建物を災害危険区域（又は重要区域）に指定し、定期又は臨時に立入検査を行い、態様の変化を把握する。

## 第5 警報発令伝達計画

### 1 火災警報の発令

京都中部広域消防組合管理者は、強風注意報、乾燥注意報を受け、気象の状況が京都中部広域消防組合火災予防規則第21条に規定する状況となった場合又はなる見込みのある場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。

### 2 伝達系統及び方法

第2章第1節「気象等予報計画」に準じて行う。

## 第6 情報計画

### 1 災害情報の収集及び報告

各支団の各分団等は、地区内の災害情報の収集にあたり、収集した情報を直ちに消防班に連絡し、消防班は直ちに府災害対策課、関連機関に連絡するものとする。

### 2 火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合、京都中部広域消防組合は、次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて知事に報告する。

(1) 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報取扱要領（昭和59年10月15日消防災発第267号消防庁長官通知）による。

(2) 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について火災・災害等即報要領 第1号様式（火災）により報告する。

(ア) 死者が3人以上生じたもの

(イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故については、アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

(ア) 火災

a 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(c) 国指定重要文化財又は特定違対象物の火災

(d) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災

(e) 損害額1億円以上と推定される火災

b 林野火災

(a) 焼損面積10ha以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請又は実施したもの

(c) 住宅等へ延焼するおそれがあるなど、社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で社会的に影響度が高いもの

d その他

aからcに掲げるもののほか、毒性ガスの放出を伴う火災等の特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等、消防上特に留意すべきもの

3 その他

その他の実施方法については、本章第3節「通信情報連絡活動計画」により行う。

第7 消火活動

1 消防団

(1) 出動要領

消防団の出動体制は、次の区分による。

火災発生区域	建物火災等			山林火災初動	
	初 動	第 1 次応援	第 2 次応援		
丹波支団管内	笹尾、中畑、辻村、中村、 下村、鎌倉、西階、水戸、 新水戸	丹波本部 丹波第1分団 丹波第2分団	丹波第3分団	丹波第4分団	丹波本部 丹波第1分団・丹波第2分団 丹波第3分団・丹波第4分団
	須知、市森	丹波本部 丹波第1分団 丹波第2分団	丹波第3分団	丹波第4分団	丹波本部 丹波第1分団・丹波第2分団 丹波第3分団・丹波第4分団
	上野、蒲生、蒲生野	丹波本部 丹波第3分団 丹波第6分団	丹波第2分団	丹波第1分団	丹波本部 丹波第1分団・丹波第2分団 丹波第3分団・丹波第6分団
	曾根、院内、幸野、森、 塩田谷、安井	丹波本部 丹波第4分団 丹波第5分団	丹波第3分団	丹波第2分団	丹波本部 丹波第2分団・丹波第3分団 丹波第4分団・丹波第5分団
	豊田、上豊田	丹波本部 丹波第4分団 丹波第5分団	丹波第6分団	丹波第7分団	丹波本部 丹波第4分団・丹波第5分団 丹波第6分団・丹波第7分団
	富田、実勢	丹波本部 丹波第6分団 丹波第7分団	丹波第5分団	丹波第3分団	丹波本部 丹波第3分団・丹波第5分団 丹波第6分団・丹波第7分団
	下山 グリーンハイツ	丹波本部 丹波第6分団 丹波第7分団	丹波第5分団	丹波第3分団	丹波本部 丹波第3分団・丹波第5分団 丹波第6分団・丹波第7分団
	蒲生及び実勢のうち みのりが丘と判断できる場合 蒲生（森ノ奥） 実勢（大平、坪井、向山 折戸、ドキヤ）	丹波本部 丹波第3分団 丹波第6分団	丹波第5分団	丹波第2分団	丹波本部 丹波第2分団・丹波第3分団 丹波第5分団・丹波第6分団
瑞穂支団管内	橋爪、和田、井脇、大朴、 井尻、八田、小野、長谷、 中台	瑞穂第1分団 瑞穂第2分団	瑞穂第3分団 瑞穂第4分団 瑞穂第5分団		建物火災等と同じ
	坂井、水原、上大久保、 下大久保、鎌谷下、鎌谷 中、鎌谷奥、東又	瑞穂第1分団 瑞穂第3分団	瑞穂第2分団 瑞穂第4分団 瑞穂第5分団		建物火災等と同じ
	保井谷、粟野、妙楽寺、 水呑、三ノ宮、質志、 戸津川、猪鼻	瑞穂第1分団 瑞穂第4分団	瑞穂第2分団 瑞穂第3分団 瑞穂第5分団		建物火災等と同じ
	行仏、中村、庄ノ路、 和田、上野、下村、 北久保	瑞穂第1分団 瑞穂第5分団	瑞穂第2分団 瑞穂第3分団 瑞穂第4分団		建物火災等と同じ
和知支団管内	中山、升谷、市場、大倉、 篠原、大迫、長瀬、塩谷、 上乙見、下乙見、西河内、 下栗野、細谷、上栗野、 仏主	和知第1分団 和知第2分団 和知第3分団	和知第4分団		建物火災等と同じ
	本庄、坂原、中、角、 広瀬、才原、大簾、広野、 出野、稲次、安栖里、 小畑	和知第1分団 和知第3分団 和知第4分団	和知第2分団		建物火災等と同じ

上記以外の応援は、「最終応援」となるので、表に記載していない分団が出動し、支団内全分団が出動。  
幹部は、支団管内の全区域出動。

(2) 招集部隊の編成及び任務分担

消防団の編成は、第2の1のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、消防団として災害対策本部長の指揮下に入る。

(3) 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、又は人的危険が予想されるときには、警戒班によって厳重な警戒を実施する。

(4) 通信体制の確立

消防団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

(5) 火災防御体制

火災が発生した場合、水利、道路又は建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について火災防御体制を確立する。

2 京都中部広域消防組合

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防御活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	延焼火災のうち避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(4) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- ア 部隊運用
  - (ア) 出動部隊数の調整
  - (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
  - (ウ) 消防団との連携強化
- イ 部隊の確保
  - (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
  - (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用
- ウ その他
  - (ア) 出動体制の迅速化
  - (イ) ホースの確保
  - (ウ) 防火水槽及び自然水利等の活用
  - (エ) 広報
- (5) 広域断水時火災の防御対策
  - ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
  - イ 給水タンク車の優先出動と活動
  - ウ 有効かつ的確な水利統制
  - エ 機械性能の保持及び積載ホースの増強
  - オ 火気使用者に対する啓発
  - カ 危険区域の重点立入禁止措置
- (6) 大規模市街地火災の防御対策
  - ア 初動体制の確立
  - イ 火災態様に応じた部隊配備
  - ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
  - エ 延焼阻止線の設定
  - オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- (7) 高層建築物等火災の防御対策
  - ア 活動期における出動隊の任務分担
  - イ 排煙、進入時等における資機材の活用
  - ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
  - エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
  - オ 水損防止
- (8) 二次災害の防御
  - 災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

## 第8 相互応援計画

### 1 相互応援協定

本町においては、第2章第12節第7に示す消防相互応援協定を締結している。

## 2 受入れ体制の整備

上記の相互応援協定に基づく応援隊等の受入れに関する次の各号に挙げる事項については、あらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 応援要請に必要な手続に関する事
- (2) 応援部隊の集結地への誘導に関する事
- (3) 災害現場活動に係る方針に関する事
- (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関する事
- (5) 補給物資の調達及び搬送に関する事
- (6) 災害活動の記録に関する事
- (7) 管内地図及び消防水利に関する事
- (8) 医療機関の所在地に関する事
- (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関する事

## 第7節 水防計画

〈消防班、水防調査班、消防団〉

### 第1 計画の方針

水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速かつ的確に実施されるよう必要な事項を定める。

### 第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる町がその責任を負う。

### 第3 水防事情

本町の河川、ため池等の概況は、資料編3-9「主な河川及びため池一覧」のとおりとなっている。

本町域内を流れる河川は、これまでも河川改修が進められてきたが、現在も集中豪雨による溢水箇所が多く、警戒が必要とされているのが現状である。

### 第4 水防組織

水防業務を処理する水防団は、京丹波町消防団をもってこれにあて、消防団長を水防団長とし、町長が総括する。

各支団の分団単位に水防分団を編成し、各分団区域内における水防業務に従事する。

ただし、被災地域及び事態の緩急により町長が指示した場合は、各支団の管轄区域外においても水防業務に従事する。

#### 1 水防団の機構

第3章第6節第2の1「消防団組織」の「消防団」を「水防団」におきかえて活用する。

#### 2 水防に関する事務分掌

- (1) 危険地域の警戒に関すること
- (2) 河川、ため池その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること
- (3) 水害現場活動に関すること
- (4) 人命救助及び避難誘導に関すること
- (5) その他水防に関すること

### 第5 平時の巡視

- 1 水防団長は、分団その他地区の責任者に河川については、堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させるものとする。巡視員は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに水防団長に通報する。



- 2 ため池及び樋門等の管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見したとき（もしくはその操作を必要とするとき）は直ちに水防団長に通報する。
- 3 1又は2により通報を受けた水防団長は、連合水防団長及び町長に報告し、町長はこれを直ちに府園部地域総務防災課長又は府南丹土木事務所長に報告して必要な措置を求める。

## 第6 警戒体制

### 1 町の警戒体制

総務課は、次の事項に該当する事態となったときは、情報収集と関係機関に対する伝達など適切な措置をとる。

- (1) 降雨に関する気象通報等を受けたとき
- (2) 管内の降雨が100mmに達する程度となったとき
- (3) 管内の河川の水位が水防団待機水位に達したとき
- (4) 府南丹土木事務所及び樋門・ため池の管理者から、水防に関する通報、指示、警告等があったとき
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき

### 2 水防団の連絡組織の確立

水防団長は、町長から警戒を要する旨の通報を受けたときは、あらかじめ定めた要員を持って団員への連絡組織を確立して警戒体制に入る。

### 3 災害対策本部（水防本部）への移行

町長は、周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めたときは、2の警戒体制を災害対策本部体制（水防本部体制）に移行する。

### 4 京都府園部地域総務防災課との連絡

災害対策本部長は、府園部地域総務防災課長と緊密な連絡をとり、収集した情報を報告するとともに府の災害対策活動状況を把握する。

### 5 大野ダム、畑川ダム及び和知ダムとの連絡

大雨等により、ダムの放流が開始される場合は、各ダムより放流量の連絡を受け、円滑な洪水警戒体制がとれるよう、緊密な連携を図るものとする。

### 6 水位・雨量観測通報

町には、第2章第1節第8の府が設置する水位観測所、雨量観測所があり、所管である南丹土木事務所が管理を行っている。

#### (1) 河川水位

河川の水位については、大雨に関する注意報又は警報が発表されたとき、水位にかかわらず3時間ごとの定時0、3、6、9、12、15、18及び21時に観測し総務課に通報する。

また、前1時間の水位上昇が30 cm以上のとき、及び氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれのあるときは、直ちに総務課に通報する。

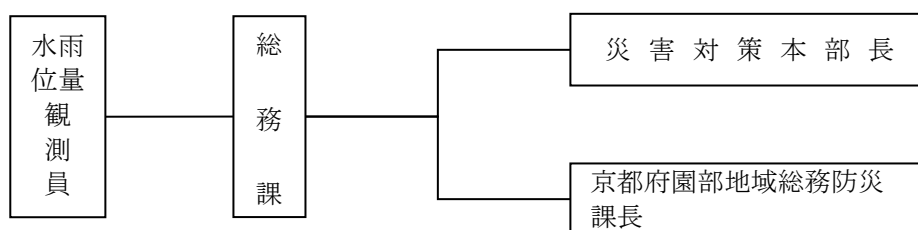
(2) 雨量

町内に設けられた雨量計については、大雨に関する注意報又は警報が発表されたとき、晴雨に関わらず3時間ごとの定時0、3、6、9、12、15、18及び21時に観測し総務課に通報する。

また、大雨に関する注意報又は警報が発表され、総雨量が50 mm以上のとき、及び大雨に関する注意報又は警報が発表されていないが、総雨量が100 mmに達し、なお上昇のおそれのあるときは、直ちに総務課に通報する。

(3) 通報系統

水位・雨量の観測結果は、観測員から総務課に通報し、総務課は直ちに災害対策本部長（町長）に通報するとともに、府園部地域総務防災課長にも通報する。



通報の際に使用する有線電話が途絶した場合は、連絡員が自動車、自転車又は徒歩により通報する。

(4) 資料の相互交換

町の地域以外の河川水位及び雨量については、府園部地域総務防災課と連絡し、情報の把握に努める。

また、他市町から照会のあった場合は、その詳細を通報し、相互に資料の交換を行う。

第7 水防出動及び作業

1 水防団の活動体制

水防団の活動体制は、災害の状況により次の4段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとるものとする。

体制	状 況	任 務
待機	1 降雨に関する気象通報が発せられたとき 2 町災害警戒本部が設置されたとき	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状況を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
警戒	指定河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達したとき。及びその他水防上必要があると認められるとき	団長、部長等は所定の詰所に集合し、また、資器材の整備点検作業、人員の配備計画等にあたり、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため、分団員を出動させる。
作業	指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。及びその他水防上必要があると認められるとき	団員全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。
解除	河川の水位が氾濫水位（警戒水位）以下となり水防活動の必要がなくなったと認められるとき	団長、部長等は、水防活動が終了した旨を災害対策本部長（町長）に報告し解散する。

## 2 河川等の監視

水防団長は、河川、ため池等の監視についてあらかじめ要員及び連絡方法並びに監視の重点を定め、これを団員に徹底する。なお、監視の計画を分団長に求め、これをまとめて町長に報告する。

## 3 出動の分担

出動の分担は、次のとおりである。

河川名	重要水防区域	分団名	出動人員
高屋川	三ノ宮・妙楽寺・栗野・保井谷・井脇・和田・橋爪・豊田・富田・下山	丹波支団第5・6・7分団、瑞穂支団1・2・4分団、和知支団第1分団	全員
須知川	須知・蒲生	丹波支団第2・3分団	全員
曾根川	安井・塩田谷・曾根	丹波支団第4分団	全員
実勢川	実勢	丹波支団第6分団	全員
曾谷川	上豊田	丹波支団第5分団	全員
畑川	下山	丹波支団第7分団	全員
水戸川	新水戸・水戸	丹波支団第1分団	全員
土師川	鎌谷奥・鎌谷中・鎌谷下・水原・上大久保・下大久保	瑞穂支団第3分団	全員
井尻川	八田・井尻・坂井・水原	瑞穂支団第2・3分団	全員
質美川	質美	瑞穂支団第5分団	全員
大朴川	大朴・橋爪	瑞穂支団第1分団	全員
水呑川	水呑・妙楽寺	瑞穂支団第4分団	全員
猪鼻川	猪鼻	瑞穂支団第4分団	全員
東又川	東又・鎌谷下	瑞穂支団第3分団	全員
奥山川	下大久保	瑞穂支団第3分団	全員
上和知川	上栗野	和知支団第2分団	全員
西河内川	西河内・下栗野	和知支団第2分団	全員
塩谷川	塩谷・長瀬	和知支団第2分団	全員
大井川	坂原	和知支団第3分団	全員
栗ノ谷川	坂原	和知支団第3分団	全員
大簾川	大簾	和知支団第4分団	全員

## 4 町内の重要水防区域

町内の重要水防区域、河川重点警戒箇所は、資料編3-10のとおりである。

## 5 住民の協力

事態が急迫し、水防団のみでは防衛が困難となったときは、区域内に居住する住民にも水防作業の協力を得るものとする。

## 6 出動の援助・応援要請

- (1) 災害対策本部長は、大規模な水防活動を要するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官の援助又は他の水防管理者及び市町長もしくは消防長に応援を求めることができる。
- (2) この場合、災害対策本部長は、現場に責任者をおくものとする。
- (3) 責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にする。
- (4) 援助、応援を求めた場合には、直ちに府園部地域総務防災課長にその詳細を報告する。

## 第8 出動、水防開始等の報告

災害対策本部長は、水防団員の出動状況を逐一把握するとともに、堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合は、次により報告・通報の措置をとるが、まず、ファックス又はメールにより実施し、電話等では着信及び報告内容を確認するものとする。

### 1 水防団員出動状況報告

- (1) 状況把握 地区別・出動人員・活動内容
- (2) 報告要領 本章第3節「通信情報連絡活動計画」に準じて行う。

### 2 異常事態報告・通報

#### (1) 状況把握

- ア 河川の水位が急上昇しつつあるとき。
- イ 河川の水位が氾濫注意水位を超え堤防上溢流寸前又は溢流したとき。
- ウ 河川・ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
- エ その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき。

#### (2) 報告通報要領

報告する内容は次のとおりとし、様式第1号（資料編3-1-1「出水の概況報告」参照）及び様式第2号（資料編3-1-1「堤防の決壊・越水等重大災害状況」参照）に出水状況を記入し、直ちに府園部地域総務防災課長に報告するとともに、影響を及ぼす近隣市町（水防管理者）に通報する。

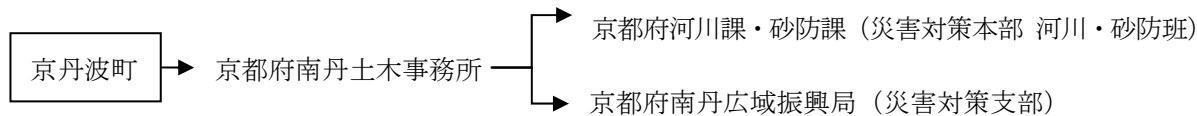
なお、ア～キの内容が全て整理されていなくても、部分的な情報を入手した場合は、速やかに報告するものとする。

- ア 堤防の決壊、越水、氾濫状況（内水及び外水によるもの）
- イ 一般被害状況（人的被害、住家被害、浸水面積等）
- ウ 水防活動状況
- エ 避難状況（避難指示等の発令状況含む。）
- オ 自衛隊の出動状況
- カ 町の対応状況
- キ その他

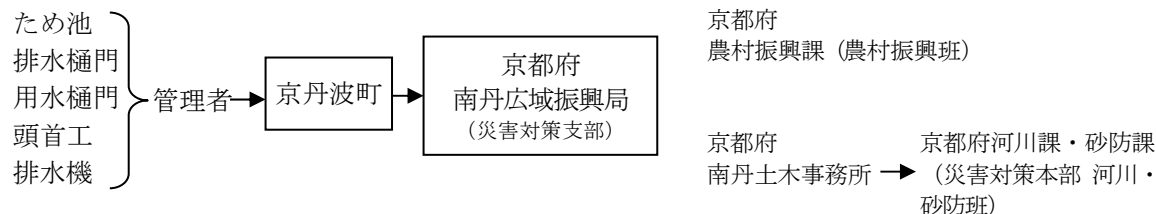
ただし、出水状況、被害状況などにより、資料の追加等がある場合は、その都度、府南丹土木事務所及び府河川課、砂防課から指示するものとする。

(3) 連絡系統図

ア 1及び2の場合の報告（ため池等の異常を発見したときを除く。）



イ ため池等の異常を発見したときの報告



第9 避難のための立退き

本章第8節「避難等に関する計画」の定めるところによる。

第10 水防用資材器材の整備

水防用資材器材を備蓄する水防倉庫は、次の箇所とする。

水防倉庫名	設置場所	面積	河川名	種別		構造
				専	代	
京丹波町	蒲生蒲生野	77.8 m <sup>2</sup>	全河川	○		木造平屋
防災センター	橋爪桧山	326.0 m <sup>2</sup>	高屋川		○	鉄骨2階
梅田	水原	30.0 m <sup>2</sup>	土師川		○	鉄骨平屋
三ノ宮	三ノ宮高尾	109.0 m <sup>2</sup>	高屋川		○	鉄骨2階
質美	質美田中地	76.0 m <sup>2</sup>	質美川		○	〃
第2	本庄ウエ	6.0 m <sup>2</sup>	由良川		○	鉄骨造
第3	本庄ウエ	6.0 m <sup>2</sup>	由良川		○	〃

第11 公用負担命令書

1 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、もしくは収用し、車両その他運搬具もしくは器具を使用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。

この場合、公用負担金命令書〔様式第3号（資料編3-12参照）〕を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

2 水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、消防団長（水防団長）にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあ

っては、公用負担金命令権限証〔様式第4号（資料編3－12参照）〕を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

## 第12 輸 送

水防時の出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要に応じ公用車、消防車及び民間から借り上げた車両等を使用する。

## 第13 水防解除

災害対策本部長は、河川の水位が氾濫注意水位以下に減じるなど、水防活動の必要なしと判断したときは水防解除を指令する。

同時に、この旨を府園部地域総務防災課長に報告する。

## 第14 水防てん末報告

水防が終結したときは、災害対策本部長は遅滞なく別に定められた水防てん末報告を府南丹土木事務所長に行う。

## 第8節 避難等に関する計画

〈調整班、動員班、消防班、救助班、医務班、防疫班、教育班〉

### 第1 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、町から避難指示等が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まるなどにより、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底する。なお、事前準備の呼びかけにあたっては、事前登録によるメールやSNS、アプリケーションソフト等を積極的に活用する。

本節では、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための対策を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難方法等について定める。避難指示等については、令和3年に国が改訂した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて町が作成する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

### 第2 避難指示等の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）	災害全般	災害対策基本法第60条 高齢者等避難は、内閣府「避難情報に関するガイドライン」
知事（避難指示）	〃	〃
警察官（避難指示）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
自衛官（避難指示）	〃	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員（避難指示）	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（町長）（避難指示）	洪水	水防法第29条

### 第3 避難指示等の発令

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立退き等を指示するものとする。

## 1 町長による避難指示等

災害による被害発生のおそれがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、高齢者等避難を発令する。

災害が発生するおそれが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令にあたっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。また、夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令するなど、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

なお、町は、府、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

町長は、避難指示等を発令したときは速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し知事に報告する。

また、町長による避難指示ができないとき又は町長から要請があったときには、警察官は必要と認める地域の住民等に対して避難の指示をする。

## 2 知事による避難指示

- (1) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、町長の事務の代行を開始し、又は終了したときはその旨を公示する。
- (3) 知事は、町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに当該代行に係る事務を町長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、町長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を町長に通知する。

## 3 警察官による避難指示（災害対策基本法第61条）

- (1) 南丹警察署長は、被害のおそれがある場所の視察を強化して避難の必要を認めたときは町長、消防団長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力する。
- (2) 事態が切迫し(1)に掲げる連絡協議をするいとまのないとき、又は町長においてその指示ができない場合は、南丹警察署長又は現地の警察官において避難の指示を行う。この場合、警察官等は直ちにその旨を町長に通知する。



4 自衛官による避難指示（自衛隊法第94条）

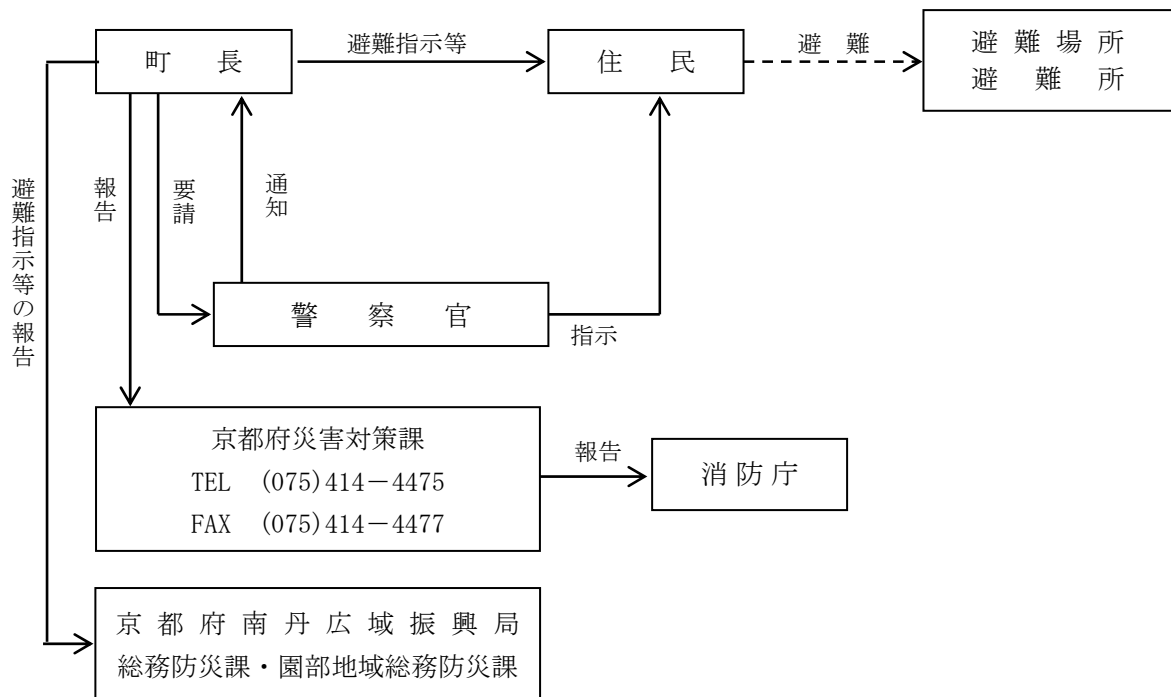
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとる。

5 知事又はその命を受けた府の職員による避難指示

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退き又はその準備を指示する。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、南丹警察署長にその旨を通知する。

6 水防管理者（町長）による避難指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は立退き又はその準備を指示する。この場合、南丹警察署長にその旨を通知する。



避難指示等の連絡系統

第4 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い、警察官、自衛官又は知事は、町長の代行をすることができる。

第5 避難指示区分等の基準

避難指示等を発令する場合の目安として、災害の推移により次のとおり一応の基準を定める。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や堤防の決壊、氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

3 避難指示等の発令基準

あらかじめ対象とする自然災害ごとに定めた発令の判断基準によるものとする。なお具体的な判断基準は、一般計画編第2章第31節「避難等に関する計画」の第7「町の避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成」に示すとおりである。

4 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者については、総務課と福祉支援課が緊密に連携を取りつつ、あらかじめ定めた個別避難計画に基づき避難支援を行う。

**第6 避難指示等の伝達方法**

1 地域住民に対する伝達

第2章第31節第2の2「避難指示等の周知」により、地域住民に伝達する。

なお、避難指示等の伝達にあたっては、できるだけ住民を恐怖状態に陥らせないように配慮する。また、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定一般避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

2 知事に対する報告

町長等が避難指示等を発令したときは、その旨を直ちに府園部地域総務防災課長を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

3 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内の指定一般避難所等として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導整理のため、警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝え協力を求める。

(3) 近隣市町への連絡

近隣市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を発令するときは、その

内容を直ちに関係市長及び町長へ連絡し協力を求める。

## 第7 避難指示等の事項

避難指示等を関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項の項目は、次のとおりとし、わかりやすく簡易な内容とする。

### 1 避難指示等の事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 適切な避難行動のあり方（立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示等の理由
- (6) その他必要な内容

### 2 注意事項

- (1) 避難後の戸締り
- (2) 火災の予防（火元確認、通電火災の防止措置等）
- (3) 家屋補強、家財道具の移動（家財道具を高い所へ移すなどの措置）
- (4) 携帯品（貴重品、食料、飲料水、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度のもの）を制限し、円滑な移動ができるようにすること。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については、十分配慮する。
- (5) 服装（帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

## 第8 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の避難の確保

### 1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町長は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号の規定に基づき、浸水想定区域内に所存する高齢者、障害者、乳幼児その他要配慮者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号）と洪水予報（水位情報）等の情報伝達系統（水防法第15条第2項）を資料編2-3に示す。

要配慮者利用施設への伝達手段は、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、電話、ファックス等により行い、伝達内容は、洪水予報、水位情報、避難指示等が考えられる。

### 2 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に所存する高齢者、障害者、乳幼児その他要配慮者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と土砂災害に関する情報等の情報伝達系統を資料編2

－ 5 に示す。

要配慮者利用施設への伝達手段は、アプリケーションソフト(京丹波あんしんアプリ等)、電話、ファックス等により行い、伝達内容は、土砂災害警戒情報、避難指示等とする。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずる。

## 第9 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則である。住民は、「京丹波町住民避難マニュアル」を踏まえた行動に努める。

町は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあつては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

### 1 避難場所、避難所

各地区の避難場所、避難所は、資料編 2－9 のとおりである。

### 2 避難誘導者

避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員等が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において、住民が安全かつ迅速に避難できるように誘導整理を行う。誘導にあたっては、自治会単位又は避難行動に適した集団避難を心掛ける。この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。

なお、避難行動要支援者名簿が作成されている者は、あらかじめ定められた支援者とともに避難する。

### 3 避難経路の表示

避難場所、避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所ごとに標識を設ける。

### 4 避難順位

- (1) 避難住民のうち避難行動要支援者は、優先的に避難させるとともに、避難に対する援護を行うものとする。
- (2) 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

### 5 避難者の確認・救出

避難指示等を発令した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに在宅の避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、把握している避難行動要支援者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

## 6 移送の方法

- (1) 避難は、自主避難を原則とするが、孤立地区又は避難中に危険がある場合又は高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、町が車両等を配置して移送する。
- (2) 被災地が広範囲にわたり、大規模な移送を必要とし、町において処置できないときは府園部地域総務防災課へ要請する。

## 7 避難所の仮設

避難所に適する施設がないか、又は避難所が使用不能になった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合には、野外にバラックを仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

## 第10 避難所の開設及び管理等

町は、「京丹波町住民避難マニュアル」に基づき、避難所の開設及び管理等を行う。

### 1 避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて指定一般避難所（一次避難所、二次避難所）を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。なお、二次避難所については、主に一次避難所が被災して使用できない場合や大規模災害時の避難所として開設する。指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

この時、次の点に留意する。

- (1) 避難所の開設にあたっては、指定一般避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれがない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーにも配慮する。
- (2) 要配慮者に配慮して、必要に応じて指定福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に指定福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。
- (3) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 指定一般避難所以外でも、災害の状況に応じて避難所としての役割を果たす施設も考えられる。例えば、古くからある寺院は安全な場所にあることが多く、また、2階建ての公共施設等は水害時に有効な場合もある。

災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、住民の安全確保に努める。

- (5) 指定一般避難所が学校等である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒等の活動区域を区分し、学校等の機能の早期回復に配慮する。

## 2 避難所の周知

指定一般避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡する。

指定一般避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）及び防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

## 3 避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難所の管理運営にあたらせる。連絡員には、町所属職員のほか消防団員をあたらせることもある。

## 4 避難所の管理運営等

避難所責任者は、町が作成した「京丹波町住民避難マニュアル」に基づき、次のような避難所の管理運営を行う。なお、管理運営にあたっては、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。さらに、避難所の開設が長期化した場合に備え、あらかじめ町や自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (1) 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、災害対策本部に連絡し、指示を受けて避難者を他の避難所へ移送する手順を行う。
- (2) 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- (3) 避難者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、避難者の安心確保に努める。
- (4) 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、避難者の居住性の向上に配慮する。
- (5) 被災者のニーズの把握・調整を行う。特にニーズの把握には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点などにも十分配慮する。
- (6) 避難所に避難した被災者（車中泊避難等、避難所外で避難している者を含む。）の把握を行い、名簿等を作成し、災害対策本部に報告する。なお、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を災害対策本部に報告する。

- (7) 災害対策本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置をとる。
- (8) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅のあっ旋により、指定一般避難所の早期解消に努める。
- (9) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のために必要な措置を講じるよう努める。
- (10) 避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。
- (11) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、指定一般避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (12) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイドブック等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (13) 指定一般避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (14) 指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについては、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入れ方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
- (15) 町及び府は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 5 避難所開設・管理運営状況の記録・報告

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

また、避難所の管理運営状況（避難者の入所・退所状況、運営上の課題等）を確実に把握し、一定の時間ごとに災害対策本部に報告する。

## 6 知事への報告

町長（災害対策本部長）は、避難所を開設したときは直ちに、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を府園部地域総務防災課長を通じ知事に、また南丹警察署

長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

#### 第11 新型インフルエンザ等町内感染者発生時における対応

- 1 避難所の開設市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定一般避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 町は、総務課と健康推進課が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。  
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。

#### 第12 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図るため、関係機関の協力を得て、「京丹波町住民避難マニュアル」を踏まえ、町及び府がそれぞれの役割に応じて連携して次のように実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、次のような措置を計画的に実施する。

- ア 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生児童委員等の訪問による実態調査の実施
- イ 避難者の障害や身体の状態に応じて、指定一般避難所から適切な措置を受けられる施設（高齢者にあつては「介護施設等一時避難協定書」における協定締結先施設）等への速やかな移送
- ウ 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく
- エ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

##### 1 支援活動体制及び活動内容

発災時には、被災者の健康問題に対応するため、府（保健医療福祉調整本部）により保健師・栄養士等の支援チームが編成され、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地の支援活動が実施される。また、災害派遣福祉チーム（DWA T）及び日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）をはじめ、保健医療活動チームが編成され、被災地の支援活動にあたることとなっている。



(1) 支援体制の企画・調整活動

- ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣要請の要否の判断及び調整をし、居宅及び避難所の支援体制を確立する。
- イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- ウ 救護所や関係機関や保健医療活動チームと連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

(2) 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

ア 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0：初動体制の確立）

- (ア) 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。
- (イ) 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

イ 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1：緊急対策期）

- (ア) 被災地の健康被害状況に基づき、保健医療福祉調整支部（保健所）を通じ国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。
- (イ) 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。
- (ウ) 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。
- (エ) 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。
- (オ) 感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。
- (カ) 府は、各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。町は府と連携し、巡回指導を行う。
- (キ) 府は、医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。町は、必要に応じて、情報センターへ問い合わせを行い、対応をする。

ウ 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2：応急対策期 避難所が中心）

- (ア) 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。
- (イ) 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

エ 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3：応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）

- (ア) 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。
  - (イ) 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
  - (ウ) 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。
  - (エ) 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
- オ 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4：復旧・復興対策期）
- (ア) 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
  - (イ) 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
  - (ウ) 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う
- カ 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5：復興支援期）
- (ア) 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。
  - (イ) 被災自治体職員や外部支援者への心のケアと健康管理を継続的に行う。

## 2 精神保健対策の実施

### (1) 医療を必要とする避難者への対策

#### ア 精神科救護所の設置

町は、府と連携のもとに、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、南丹保健所に精神科救護所の設置を要請するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

#### イ 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を南丹保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

### (2) 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

#### ア 関係者による支援組織の編成

町は、府と連携のもとに、府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を実施する。

- (ア) 知識の普及・啓発
- (イ) 巡回相談の実施
- (ウ) 相談電話の設置
- (エ) アルコール問題等への対応

#### イ 専門的なケアを必要とする者への支援

町は、府と連携のもとに、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

#### ウ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

町は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとき、府に派遣要請を行い、災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

### 第13 被災者への情報伝達活動

#### 1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

#### 2 安否不明者等の氏名公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、又は当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 第14 車中泊避難対策

町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定一般避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定一般避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を当該施設管理者に対し要請する。

### 第15 避難所の閉鎖

町長は、「京丹波町住民避難マニュアル」に基づき、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な

者がある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

#### 第16 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

##### 1 避難所収容の対象者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

##### 2 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

##### 3 避難所開設の期間

災害発生から7日間

##### 4 避難所開設の費用

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費とし、災害救助法施行細則（資料編3-7参照）に定める額の範囲内とする。

#### 第17 災害救助法による福祉避難所開設基準等

##### 1 避難所収容の対象者

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

##### 2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

##### 3 避難所開設の期間

災害発生から7日間

#### 第18 学校等における避難計画

こども園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

##### 1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、こども園は園長とする。

## 2 避難の順序

避難の順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年が最初に避難する。

## 3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあつては教頭、こども園にあつては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

## 4 避難誘導の要領、措置

- (1) 避難誘導にあつては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 避難は、まず、屋外運動場等広場を目標とし、状況判断の上第2目標へ誘導する。
- (3) 避難にあつては、充分状況判断の上、履物、学用品等の携行を考慮する。
- (4) 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次教育長又は町長に報告し、教育長は町長又は保護者に通報する。
- (5) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

## 5 避難場所及び避難経路の設定

避難場所及び避難経路は1箇所だけでなく、状況に応じて変更できるよう、複数の候補を設定する。

なお、これらの設定に際しては、町防災計画の避難場所及び以下の事項を配慮しなければならない。

- (1) 危険物貯蔵所等の近くでないこと。
- (2) 近辺の家屋・建築物から火災が発生しても安全性が確保されること。
- (3) 建築物等が倒壊・破損しても安全性が確保されること。
- (4) 傾斜地や埋立地でないこと。
- (5) 高圧鉄塔・高圧線等が周辺にないこと。
- (6) 深い穴、危険河川、低地、崩落しやすい急傾斜地の近くでないこと。

なお、町防災計画に準拠し、町、園部消防署、南丹警察署、自治会等と密接に連携して安全の確認に努めるとともに、避難場所等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

## 第19 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定、及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

## 第20 広域避難

### 1 府内における広域避難

- (1) 町域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町

内の指定緊急避難場所その他避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。また、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

- (2) 府内他市町村から協議を受けた場合は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

## 2 府外における広域避難

町域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内の指定緊急避難場所その他避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

## 3 他の都道府県から協議を受けた場合

府から他の都道府県からの居住者等の受入れについて協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

## 4 緊急を要する場合の府外における広域避難等

- (1) 町域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- (2) 町は、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

## 5 居住者等に対する情報提供と支援

- (1) 町は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域避難を受け入れた場合は、受け入れ元の市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

## 第21 広域一時滞在

### 1 京都府内における広域一時滞在

#### (1) 被災した場合

被災した場合、町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

また、被災した場合、町は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

#### (2) 協議を受けた場合

協議を受けた場合、町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

### 2 京都府外における広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求める。

### 3 他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府から他の都道府県からの広域一時滞在の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

### 4 被災住民に対する情報提供と支援

町は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

広域一時滞在を受け入れた場合、町は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

## 第9節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

〈調整班、産業班、上下水道班〉

### 第1 計画の方針

町は、町観光協会及び府とともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

### 第2 計画の内容

#### 1 観光客・帰宅困難者への広報

- (1) 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報、出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方向に向かうことの広報
- (2) 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

#### 2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

##### (1) 駅での情報提供

- ア 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を提供し、混乱を防止する。
- イ 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
- ウ 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

##### (2) 一時退避場所の開設

- ア 駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、府及び鉄道事業者と連携し、駅構内（列車内を含む）や駅周辺施設、公共施設、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。
- イ 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

##### (3) 一時滞在施設の開設・運営

- ア 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、町は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。
- イ 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。
- ウ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入れを優先する。
- エ 町は、必要に応じ、要配慮者等が一時滞在施設等へ円滑に避難できるよう、また、一時滞在施設等からの体調不良者の救急搬送が円滑に行えるよう、町管理道路の除雪に努める。



オ 町は、鉄道事業者が行う一時滞在施設等の帰宅困難者の誘導・搬送にあたって、必要に応じて職員の手配などの協力をを行う。

カ 町は、自らが開設した一時滞在施設（公共施設等）で受け入れた帰宅困難者に対し、備蓄物資の提供を行う。

### 3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行う。

- (1) 水道水・トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

### 4 旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

町内の旅館業者、旅行者に対して、必要に応じて外国人観光客等への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

### 5 町内観光客の帰宅困難者用の避難所

和知ふれあいセンター等の避難所を必要に応じて開設する。

### 6 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、異常降雪時に運休した場合においても、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するとともに、可能な限り運行再開に努める。

- (1) 運行状況、折り返し運転、代替輸送手段、復旧状況等の情報提供
- (2) 他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の情報提供
- (3) バス等による代替輸送手段の確保
- (4) 計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携

## 第10節 食料供給計画

〈救助班、調達班、産業班〉

### 第1 計画の方針

災害が発生した場合は、食料の配給、販売機構が一時的に麻痺・混乱をきたすため、日常の食料を確保できない被災者に、速やかな配給ができるよう平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 実施責任者

実施責任者は、町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は近隣市町又は府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

### 第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び京丹波町災害ボランティアセンター運営マニュアルで定めるボランティア

### 第4 食料の供給系統

- 1 町があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府はあらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して町の定める地域内輸送拠点に輸送する。  
なお、町の地域内物資輸送拠点が被災により機能しないなどの場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。また、救援物資の支援要請にあたっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- 3 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

## 第5 食料供給の内容

炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、通常の配給食料を受け付けることの出来ないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、乳児への粉ミルク、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

## 第6 事前措置

- 1 町長は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じ、とう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 近畿農政局食料部長（以下「部長」という。）は、府内米穀販売事業者の手持状況を把握するとともに、政府米保管倉庫の出庫体制を整えておくものとする。
- 3 町長は、府園部地域総務防災課長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保に努める。

## 第7 米穀の調達

- 1 災害時における米穀の調達
  - (1) 町長は、災害が広域にわたり町内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府園部地域総務防災課長を経由して、知事に要請するものとする。
  - (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を近畿農政局長へ要請し、米穀の確保に努める。
  - (3) 知事から通知を受けた近畿農政局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への売渡しを要請する。
  - (4) 町長は、政府米の売渡しを受けた場合には、とう精機所有者（米穀販売事業者等）にとう精を依頼するものとする。
- 2 災害救助法が適用された場合の米穀の調達及び応急配給
  - (1) 町長は、給食に必要な米穀の数量を府園部地域総務防災課長を経由して、知事に報告するものとする。なお、知事に連絡がつかない場合、近畿農政局長に政府所有米穀の引渡しを要請することができる。この場合、知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
  - (2) 町長からの報告を受けた知事は、前項1に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、近畿農政局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。なお、政府所有米穀の供給についての手続は「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について」に基づくものとする。

(3) 応急配給の方法

町長は、政府から売却を受けた米穀については、知事の指定する場所においてこれを受領し配給を行う。

(4) 応急配給を行う期間

災害が発生した日から7日以内とする。ただし、町長が災害の事情により、その期間を延長する必要を認めたときは、府園部地域総務防災課長と協議する。

## 第8 災害救助法による炊出しその他食品の給与

1 対象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者

2 費用の限度

災害救助法施行細則（資料編3-7参照）に定める額以内

3 給与期間

災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、その期間内に3日分以内を現物支給する。

## 第9 乾パン・乾燥米飯の調達

町長は、乾パン・乾燥米飯による給食が必要と認めた場合、知事に要請し知事より提供を受け、速やかに被災者に配給する。

## 第10 炊出しの実施

1 実施責任者等

被災者に対する炊出しは救助班があたり、炊出し施設ごとに現場責任者を定める。

現場責任者は、炊出しの状況及び配分の状況を逐一救助班に報告する。調整班はこれを府園部地域総務防災課長に報告する。

2 炊出し施設、設備の状況

炊出し予定施設は、資料編3-14「炊出し施設、設備の状況」のとおりとする。

3 協力機関等

炊出しに際しては、必要に応じ自主防災組織、自治会及び住民等の協力を得て実施する。

4 炊出しの食品衛生

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊出し施設ごとに備えつける。

- 5 副食、調味料については、可能な限り町内の販売業者から購入するものとし、不能な場合は、府園部地域総務防災課長に調達あっ旋を要請する。

#### 第11 米穀小売業者等について

- 1 米穀小売業者  
町内米穀小売業者に依頼する。
- 2 副食品販売業者  
町内業者に依頼する。

#### 第12 通常配給の復帰

町長は、災害時における応急配給は最小限にとどめ、可及的速やかに通常配給に復帰するよう措置する。

#### 第13 家畜飼料の確保

農業協同組合等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、直ちに府園部地域総務防災課長に調達あっ旋を要請し、確保に努める。

#### 第14 孤立地区への物資支援

大雪等により孤立地区が発生した場合は、職員の派遣等により孤立世帯数、人数、食料の保有状況等の把握に努める。また、当該地区内の避難所等へ備蓄物資の提供を行うとともに、府と連携して協定締結事業者等に対し食料、飲料水等の提供に係る調整等を行う。

## 第11節 生活必需品等供給計画

〈救助班、調達班〉

### 第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定める。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 実施責任者

- 1 災害時における生活必需品の調達及び支給  
実施責任者は、町長とする。
- 2 災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給  
実施責任者は、町長とする。

### 第3 生活必需品等の種類

- 1 生活必需品  
被災者に支給する生活必需品等とは、次の品目をいう。
  - (1) 被 服： 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
  - (2) 寝 具： 毛布・布団等の類
  - (3) 日用品等： 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類
  - (4) 食 器 等： 紙コップ・はし・鍋等の類
  - (5) 光熱材料： マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類
  - (6) 衛生用品： 紙オムツ・マスク・吸水パッド・生理用品等の類
- 2 応急復旧資材  
応急復旧資材とは、概ね次の品目をいう。  
ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、くぎ、針金、かわら等の類

### 第4 物資の調達

- 1 災害救助法の適用を受けない場合の措置
  - (1) 町は、各種災害協定に基づき生活物資を調達する。
  - (2) 町長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、

必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。

- (3) 調達班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立し、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

## 2 災害救助法の適用を受けた場合の措置

- (1) 調達班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) (1)の配分計画に基づき、必要量が不足する場合は、直ちに必要量を府園部地域総務防災課長に要請する。
- (3) 府園部地域総務防災課長から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

## 第5 物資の供給系統

- 1 町は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を町の定める地域内輸送拠点に輸送する。  
また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して町の定める地域内輸送拠点に輸送する。  
なお、町の地域内物資輸送拠点が被災により機能しないなどの場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど、地域内物資拠点の代替に努める。
- 3 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

## 第6 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

- 1 対象者  
住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者
- 2 品目  
第3の1を準用する。
- 3 費用の限度  
災害救助法施行細則（資料編3－7参照）に定める基準による。

#### 4 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内

#### 5 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が町の世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は、直ちに物資を仕分、梱包のうえ町に輸送する。
- (3) 物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画を立て被災世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画を立て、限度額を超えて配分しないよう注意する。

#### 第7 応急復旧資材の調達あつ旋

町長は、必要に応じて、知事に応急復旧資材のあつ旋を要請する。

#### 第8 物資の配分

調達された生活必需品等は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を立てて、自治会長等立会いのもとで配分し、配分に関する記録をとる。

#### 第9 生活必需品等販売業者

町内販売業者に依頼するものとする。

#### 第10 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるため、関係法令の適切な運用と取締りを行い町民の経済的不安の除去に努める。

#### 第11 孤立地区への物資支援

大雪等により孤立地区が発生した場合は、職員の派遣等により孤立世帯数、人数、生活物資の保有状況等の把握に努める。また、当該地区内の避難所等へ備蓄物資の提供を行うとともに、府と連携して協定締結事業者等に対し日用品、薬品等の提供に係る調整等を行う。



## 第12節 給水計画

〈防疫班、上下水道班〉

### 第1 計画の方針

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

### 第2 実施責任者

飲料用水等の供給の実施責任者は町長とし、町において実施できないときは、近隣もしくは協定締結先の市町の協力を得て実施するものとする。また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

### 第3 事前措置

災害の発生が予想されるときは、事前に次の措置をとる。

- 1 配水池の満水
- 2 予備動力の点検又は確保
- 3 家庭における用水確保の措置
- 4 応急復旧工事に必要な器具、資材の点検整備
- 5 予備水源の調査
- 6 消毒薬品（さらし粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）の確保

### 第4 飲料用水等の確保

災害発生時に備えて事前措置を図るとともに、災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

- 1 災害発生時に備えた事前措置
  - (1) 水道施設関係
    - ア 近隣市町に対し、応援給水の要請に備え、要請方法、供給対価等について事前に協議する。
    - イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、又は配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講じる。
    - ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
    - エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。
    - オ 事務系職員の応援又は指定水道工事業者の応援の対策を立てる。

(2) その他

- ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。
- イ タンク車、加圧ポンプ付き給水車、給水容器、容器運搬用車両を準備する。
- ウ 飲料水の消毒薬品（さらし粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。
- エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器は、いつでも使用できるようできる限り多く備える。

2 災害発生時の水道施設の給水源の確保

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。  
また、工業用水等で使用可能なものについては、これを活用する。  
なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。
- (2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- (3) 停電による断水の場合にあっては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。
- (4) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

3 災害発生時のその他給水源の確保

- (1) 京都府南丹広域振興局（総務防災課・園部地域総務防災課）に給水車による浄水の供給を要請する。
- (2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、京都府園部地域総務防災課長にろ水機による給水を要請する。
- (3) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、別表により消毒の措置をとる。
- (4) 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するように広報する。

第5 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法によって供給する。

- 1 現地でろ水機により供給する。
- 2 給水車又は容器により運搬供給する。
- 3 消毒薬を投入し（基準量は、別表のとおり。）、又は配布して飲料水を確保する。

## 第6 給水の要領

- 1 給水に際してはその場所、時間等について被災の住民に周知措置を講じる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となり、給水範囲が大きいときは、必要に応じ要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 ろ水機による場合は、先ず現地において適当な水源を必要とする。この場合、地表面から水面まで約4m以下位の井戸が適している（ポンプのサクシヨンの都合上）が事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等で消毒する。井戸替えを行ったときは、外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水作業を行い給水を始める。  
給水の残留塩素は0.2ppm以上を確保する。
- 4 災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行きわたることを期するものとする。  
給水量標準は、次のとおりとする。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ /人・日	概ね 1000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20ℓ /人・日	概ね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100ℓ /人・日	概ね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面、 風呂、シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約 250ℓ)	概ね 10m以内	ほぼ通常的生活 (若干の制約はある。)

注) 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

## 第7 災害救助法による飲料水の供給

- 1 対象  
災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）
- 2 費用の限度  
給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費とし、災害救助法施行細則（資料編3-7参照）の定めによる。
- 3 供給期間  
災害発生の日から7日以内

別表

井戸に対する塩素消毒薬注入量

(例) 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの注入量は、概ね次表のとおりである。(ただし、注入率1mg/ℓ)

井戸の口径 水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4 g	9 g	16 g	25 g
1.0m	8 g	18 g	32 g	50 g
1.5m	12 g	27 g	48 g	74 g
2.0m	16 g	36 g	63 g	99 g
2.5m	20 g	45 g	79 g	123 g
3.0m	24 g	54 g	95 g	148 g
3.5m	28 g	63 g	110 g	172 g
4.0m	32 g	71 g	126 g	197 g
4.5m	36 g	80 g	145 g	221 g
5.0m	40 g	89 g	157 g	246 g

- (注) ・水質の状況により注入率を増すときは、上表より算出する。  
 ・実際にあたっては、井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるため、残留塩素を確認して注入率を決めること。

## 第13節 住宅応急対策計画

〈水防調査班〉

### 第1 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

### 第2 被災住宅に対する措置

#### 1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3による応急仮設住宅の建設、第4による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興関連融資制度について、指導にあたりるとともに、直ちに当該融資に必要な認定、算定業務をあわせて行う。

#### 2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国が、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっており、この措置を活用して対処する。

### 第3 応急仮設住宅

#### 1 実施責任者

一般災害については、町長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。ただし、知事が同法により職権の一部を委任した場合は、知事の補助機関としての町長が実施する。

#### 2 入居者選考の機関設置

入居者の決定は知事が行い、町長はその補助機関とする。

水防調査班が、本章第3節「通信情報連絡活動計画」に基づき調査した住家被害状況により入居対象者となるべき者について調査し、次の事項に該当する者を民生児童委員の意見を徴して選考する。

### 3 災害救助法による応急仮設住宅の供与の基準

#### (1) 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

#### (2) 建設戸数

全壊（焼）又は流失した世帯数の3割の範囲内

#### (3) 費用の限度

1戸あたり29.7㎡を基準として災害救助法施行細則（資料編3-7参照）に定める額以内

#### (4) 着工の期間

災害発生の日から20日以内

#### (5) 供与期間

完成の日から2年以内

### 4 既存の公的施設の利用

町は、平常時においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅や民間借上施設など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする（賃貸型応急仮設住宅）。

### 5 建設候補地の選定

町は、あらかじめ被害が予想される程度等を考慮して、建設型応急仮設住宅の建設適地を町有地等で二次災害の危険のない場所から選定しておく。

### 6 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生児童委員の意見を徴するなど、被災者の資力その他生活条件を十分調査のうえ決定する。

また、応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤収されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっ旋等を積極的に行う。

### 7 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。この際、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、コミュニティの形成及び運営にあたり、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲

の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### 第4 住宅の応急修理

##### 1 実施責任者

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合、自らの資力により応急修理できない者に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行うものとする。ただし、知事が同法により職権の一部を委任した場合は、知事の補助機関としての町長が実施する。

##### 2 災害救助法による住宅の応急修理の基準

###### (1) 対象者

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

###### (2) 修理戸数

半壊（焼）した世帯数の3割の範囲内

###### (3) 修理部分

居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分

###### (4) 費用の限度

1戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則（資料編3-7参照）に定める額の範囲内

#### 第5 建設業者への依頼

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、迅速に対応できる建設業者へ依頼するものとする。

## 第14節 医療助産計画

〈医務班〉

### 第1 計画の方針

災害により医療の機能がなくなり、もしくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合における医療及び助産について必要な事項を定める。

### 第2 実施責任者

災害時における医療及び助産は、町長が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）、町が要請した場合及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

### 第3 医療及び助産の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日前後7日以内の分べん者で災害のため助産の途を失った者

### 第4 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産を実施する必要があるときは、原則として救護班により行う。町は、船井医師会と協議して救護班の編成、派遣への協力を依頼する。
- 2 患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び地域災害拠点病院（京都中部総合医療センター）又は医療機関に移送するものとする。（町内の医療機関は、資料編3-17参照）
- 3 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 4 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。
- 5 町から府への応援要請をする場合、又は府を通じて公立病院等に応援要請をする場合、並びに空輸のための応援要請をする場合は、京都府南丹広域振興局（総務防災課・園部地域総務防災課）を通じて行う。
- 6 府は、町から応援要請があった場合又は必要と認めるときは救護班を派遣し、救護所において負傷者の応急治療を行い、重病傷者は後送医療機関に搬送する。



## 第5 救護所の開設

医務班は、既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに小学校、公民館等適切な施設を選定して救護所を開設する。

## 第6 医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 医務班は、医療及び助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。  
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品一覧及び使用簿
- 2 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行うものとする。

## 第7 医療品等の調達

医療及び助産に必要な医療品等の調達については、町内医療品等調達先のほか、京都府南丹広域振興局（総務防災課・園部地域総務防災課）と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

## 第8 相互応援計画

本町は次の応援協定を締結しており、災害時には、この協定も活用して応急的な災害医療活動を緊密な連携のもとに迅速に実施する。

船井郡6町間災害医療活動に関する協定（平成9年3月28日締結）

## 第9 災害救助法による医療基準

- 1 対象  
災害のため医療の途を失った者
- 2 医療範囲
  - (1) 診察
  - (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
  - (3) 処置、手術その他治療及び施術
  - (4) 病院又は診療所への収容
  - (5) 看護
- 3 費用の限度
  - (1) 救護班………使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
  - (2) 病院・診療所………社会保険の診療報酬の額以内
  - (3) 施術者………社会保険診療報酬に準ずる額、又は協定料金の額以内
- 4 期間  
災害発生の日から14日以内

## 第10 災害救助法による助産基準

### 1 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

### 2 助産範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べんの後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

### 3 費用の限度

- (1) 救護班……………使用した衛生材料の実費
- (2) 病院・診療所……使用した衛生材料の実費及び措置費
- (3) 助産婦……………慣行料金の8割以内

### 4 期間

分べんした日から7日以内

## 第15節 保健衛生、防疫計画

〈医務班、防疫班、産業班〉

### 第1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講じる。

食品の衛生対策については、府、(公社)京都府食品衛生協会、食品製造業界等と連携して、食品の調達・支給状況を把握しその衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。

### 第2 実施責任者

町長が府南丹保健所等と協力して実施する。ただし、町で実施できないときは、近隣市町の協力を得て、府南丹保健所に実施を依頼する。

### 第3 防疫班の編成

防疫班の編成〔1班〕は、次のとおりとし、実状に応じて対処する。

- 1 医師
- 2 看護師
- 3 町の防疫班職員

### 第4 防疫の種別及び方法

#### 1 防疫の実施基準

災害時における防疫活動の実施基準は、災害防疫事務提要（厚生省公衆衛生局通知）による。

#### 2 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

#### 3 そ族昆虫等駆除方法

汚染地域のそ族昆虫等の発生場所に対して薬剤を散布し発生源の除去を実施する。

#### 4 臨時の予防接種

感染症等の予防上必要があるときは、臨時に予防接種を実施する。

## 5 疫学調査及び健康診断

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に疫学調査（健康診断及び検便）を行うものとする。

なお、疫学調査の結果、必要がある場合は、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断を行う。

## 第5 食品衛生活動

### 1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

#### (1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給にあたっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

#### (2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関してもこれに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱い」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

#### (3) 炊出しによる食事提供時における衛生確保

町等の炊出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱い」に基づき炊出し時における衛生管理を行う。

### 2 二次対策

南丹保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講じる。

#### (1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

#### (2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱い」に基づき施設改善を指導する。

## 第6 備蓄資材等

### 1 防疫用薬品

(1) クレゾール石けん液、カルキ、次亜塩素酸ソーダ液、逆性石けん液、DDVP含有製剤等を防疫班において平時から備蓄又は調達できる体制を確立する。

(2) 防疫薬品の調達は、備蓄を基本とし、不足する場合は、府に供給を要請する。

### 2 防疫用機械の配置

防疫用機械の配置は、資料編3-18のとおりである。

## 第7 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、府南丹家畜保健衛生所と協力し、検査、予防注射、消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、府中丹家畜保健衛生所が実施する。

## 第8 家庭動物の保護及び収容対策

### 1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、災害時における動物救護対策マニュアルに基づき、動物救護対策本部を設置し、関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

### 2 実施方法

- (1) 放浪している動物を保護し、収容する。
- (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
- (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時的に預かる。
- (4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。
- (5) 飼養されている動物に餌を配布する。
- (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (7) 特定動物が逃走した場合は、人への危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

## 第16節 救出救護計画

〈消防班、消防団〉

### 第1 計画の方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府をはじめ、警察、消防、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、近隣市町又は府、消防及び警察に救出の実施又は要員、資機材の応援を要請する。

### 第3 救出救護の対象者

救出救護は、次の状態にある者に対して行う。なお、救出救護は災害にかかった原因の種別又は住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害のため、概ね次のような生命・身体が危険な状態にある者
  - (1) 火災時に火中にとり残された場合
  - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
  - (3) 流失家屋及び孤立地点にとり残された場合
  - (4) 山津波等により生埋めになった場合
  - (5) 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、又は当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者」という。）

### 第4 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

- 1 救出救護を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに町職員又は警察官もしくは消防職（団）員に通報する。
- 2 救出要員は、消防職（団）員をもってこれにあてる。なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

- 3 救出に必要な車両、その他器材はあらかじめ整備しておくものとする。なお、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。
- 4 町は、必要に応じ、関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保を図るものとする。
- 5 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。また、救出救護の効率化を図るため、安否不明者の氏名等の公表を検討する。

## 第5 関係機関への要請

消防職（団）員のみでは救出困難の場合は、京都府南丹災害対策支部、南丹警察署、近隣市町に協力を要請するとともに、必要に応じて知事に自衛隊の派遣を要請する。

## 第6 活動の調整

災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。

また、関係機関との総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

## 第7 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第8 災害救助法による救出の基準

- 1 対象
  - (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
  - (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- 2 費用の限度  
災害救助法施行細則（資料編3-7参照）で定める額以内
- 3 救出の期間  
災害発生の日から3日以内

## 第17節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

〈消防班、消防団〉

### 第1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、町長は、近隣市町又は府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

### 第3 遺体の搜索

#### 1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

#### 2 搜索の実施

町長が、消防機関及び南丹警察署に協力を要請し、搜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。

#### 3 応援の要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、近隣市町の応援を要する場合は、京都府南丹災害対策支部及び近隣市町に対して、次の事項を明示して要請する。

- (1) 死体が埋没していると思われる場所
- (2) 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人員又は器具等

#### 4 機材の借上

町長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

### 第4 遺体の収容処理

#### 1 実施方法

遺体の処理は、町長が消防機関及び警察官に協力を要請して実施する。

また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

#### 2 処理の内容

##### (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体の身元確認、腐敗の防止等のための処置であり、町が処理場所を借上げ、原則として救



護班により実施し、遺体の撮影等の措置を行う。

(2) 遺体の一時安置

遺体の身元確認、腐敗の防止等のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合は、町長はあらかじめ遺体安置場所予定地として指定した体育館、運動場、公園等の公共施設に安置する。なお、場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱業務の特性に鑑み、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定するものとする。

(3) 検 案

原則として救護班により行う。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則又は死体取扱規則に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 変死体の届出

変死体については、直ちに南丹警察署に届出をし、検視後に遺体の処理にあたる。

4 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡のうえ遺体を引渡すものとする。

**第5 遺体の埋火葬**

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

埋火葬の実施は、町が直接土葬もしくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に現物給付をもって支給する。

なお、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

- (1) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
- (2) 事故死等による遺体については、南丹警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
- (3) 身元不明の遺体については、南丹警察署に連絡し、その調査にあたる。
- (4) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (5) 町により埋火葬が実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

3 火葬場の状況

火葬場は、次のとおりである。

所在地	名 称	処理能力	備 考
京都府南丹市園部町上木崎町坪の内 45-2 外	船井郡衛生管理組合火葬場	4 体 / 日	—

## 第6 災害救助法による基準

### 1 遺体の搜索

#### (1) 対 象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象となる。

#### (2) 費用の限度

搜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

#### (3) 期 間

災害発生の日から 10 日以内

### 2 遺体の処理

#### (1) 対 象

災害の際死亡した者

#### (2) 処理内容

ア 遺体洗淨、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検 案

#### (3) 費用の限度

ア (2) のアについては災害救助法施行細則（資料編 3-7 参照）で定める額以内

イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は、1 体あたり災害救助法施行細則（資料編 3-7 参照）で定める額以内

ウ 検案は、原則として救護班が行う。救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金以内

#### (4) 処理の期間

災害発生の日から 10 日以内

### 3 遺体の埋葬

#### (1) 対 象

災害により死亡した者

#### (2) 埋葬の範囲

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（資料編3－7参照）で定める額以内

4 期 間

災害発生の日から10日以内

## 第18節 障害物除去計画

〈水防調査班〉

### 第1 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長が実施する。また、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

なお、町で対処できないときは、近隣市町又は府にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

### 第3 道路関係障害物除去

1 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。

(1) 一般国道（指定区間）：近畿地方整備局

(2) 府が管理する一般国道（指定区間外）及び府道：京都府南丹土木事務所

(3) 町道：町

2 除去の方法は、崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。

3 道路状況により交通規制、う回路が必要な場合は、南丹警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。

4 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、京都府南丹土木事務所長を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

### 第4 住宅関係障害物除去（災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準）

#### 1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

#### 2 除去対象数

障害物除去対象者の選定は、町が行う。その除去対象数は、住家が半壊し、又は床上浸水した世帯数の15%以内とする。

3 費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃等として災害救助法施行細則（資料編3－7参照）に定める額の範囲内とする。

4 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、町長はその結果を府へ報告する。

第19節 廃棄物処理計画

〈防疫班〉

第1 計画の目的

被災地のごみ、し尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速かつ適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第2 実施責任者

町長及び船井郡衛生管理組合が実施する。ただし、被害が激甚のため実施できないときは、近隣市町からの応援を得て実施するが、知事に連絡し必要なあつ旋を求めるものとする。

第3 平常時における清掃能力

管内における平常時のし尿収集・処理能力及びごみ収集・処理能力は、次のとおりである。

1 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
京都中部クリーンセンター (し尿処理施設)	南丹市八木町室河原大見谷 47	94 kℓ /日	0771 (42) 5840

2 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
京都中部クリーンセンター (ごみ処理施設) ※焼却施設休止中	京都府南丹市八木町室河原 大見谷 50-1	46 t /日・16H (焼却炉)	0771-42-3425
亀山市桜塚クリーンセンター (委託)	亀岡市東別院町小泉桜塚 6-6	120 t /日・24H (60 t /日×3 炉)	0771-27-3355
三重中央開発株式会社三重 リサイクルセンター (委託)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番	636 t /日・24H (318 t /日×2 炉)	0595-20-1119 (代表)

第4 災害時の措置

1 し尿等の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急にくみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に定める基準に従って行う。

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮

設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。

(3) 仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障害者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

(4) 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(5) くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として便槽容量の2割～3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。浄化槽についても同様の措置をとる。

(6) し尿等の処分

し尿等の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は、船井郡衛生管理組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

(7) 京都府等への応援要請

ア し尿等の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町に応援要請する。

イ 近隣市町で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

2 ごみの収集処理

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に従って行う。

(1) ごみ発生量の把握は、処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等を把握する。

(2) 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所、避難場所等）のごみ

ウ 廃棄物（がれき）の処理にあたって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(3) 処理方法

ア 発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。

- イ 不燃性のごみ（資源ごみを除く。）は、埋立場に運搬し埋立処分する。
- ウ 可燃性の大型ごみは、破碎及び焼却のうえ埋立処理をする。
- エ 運搬車によることができない地域については、ビニール袋等の各戸への配布、ドラム缶、たる等を配置する。
- オ 食物の残廃棄を優先的に収集する。
- カ 大量に出るごみを一時に収集することが困難な場合は、必要に応じて、あらかじめ選定しておいた運搬上、保健衛生上等適当と思われる場所を臨時集積場として使用する。
- キ 廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両又は処理施設等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- ク 応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。
- ケ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

### 3 被害報告

災害廃棄物処理事業の実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧計画等については、判明次第直ちに府関係機関へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階においてその状況を別に定められた様式により府南丹保健所を経由し文書で報告する。



## 第20節 文教応急対策計画

〈救助班、教育班〉

### 第1 計画の方針

災害発生時における文教応急対策については、幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

### 第2 実施責任者

- 1 町立の学校等の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長が行う。
- 2 各学校、こども園の災害発生の場合に伴う適切な措置は、学校長、園長が行う。

### 第3 情報の収集・伝達

#### 1 発災情報の把握

第2章第1節「気象等予報計画」により、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

#### 2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、本章第3節「通信情報連絡活動計画」により、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、移動系防災行政無線、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

### 第4 施設・設備の緊急点検、安全対策

#### 1 施設・設備の緊急点検

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

#### 2 学校等における安全対策

##### (1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

(2) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

(3) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

## 第5 休校等の措置

### 1 休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各校（園）長は町教育長及び救助衛生部長と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、園児、低学年児童については教職員が地区別に付き添うものとする。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）又は電話連絡網によって保護者に伝えるとともに、自主放送番組により徹底を図る。

また、災害が府内全域に及ぶことが明らかに予想される場合においては、京都府教育委員会が防災に関する特別の指示をすることがある。この指示は通常午前6時のテレビ、ラジオニュースによるものとする。

(3) 授業中断等の措置

学校等において、授業（保育）を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業（保育）を行わないこと等の適切な措置を講じる。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校（園）長は、町教育長及び救助衛生部長と協議し、決定するものとする。

なお、学校行事、不要不急の会議・出張等は、当面中止する。

### 2 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して本章第8節「避難等に関する計画」の第9に定める計画に基づいて、各学校（園）であらかじめ定めた計画により避難する。

## 第6 学校（園）施設の確保

授業（保育）実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法によるものとする。

### 1 被害が軽少なとき

速やかに応急修理をして授業（保育）を行う。

- 2 校舎の一部が利用できない場合  
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。
- 3 被災学校（園）の大部分が使用不能の場合  
公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を借用する。
- 4 施設・設備の安全点検・応急復旧等  
災害発生後、二次災害の防止や学校等の再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。
- 5 復旧後の措置  
復旧の後、小中学校授業時間及び休業日の変更又は振替授業等適切な方法により年間授業時間数の確保、学力低下の防止等に努める。

## 第7 教科書及び学用品の調達並びに給与

- 1 調達方法
  - (1) 教科書の調達  
被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、京都府教育委員会に報告するとともに、指示に基づき取次供給所等に連絡し教科書の供給を受けるものとする。また、他の市町村に対し使用済みの古本の供与を依頼する。
  - (2) 学用品の調達  
学用品については京都府教育委員会より送付を受けたものを配布するほか、京都府教育委員会の指示により調達する。
- 2 給与対象者  
住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童、生徒で教科書、学用品を滅失又はき損した者
- 3 給与の方法  
教育班は、校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各校長を通じて対象者に給付する。
- 4 給与する品目
  - (1) 教科書及び副教材
  - (2) 文房具——ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
  - (3) 通学用品——運動靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム靴等
  - (4) その他——体育用服、給食用品

## 5 給与の費用、期間

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

## 第8 災害救助法による学用品の給与基準

### 1 対象

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童、生徒

### 2 学用品の品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

### 3 費用の限度

- (1) 教科書及び教材  
実費
- (2) 文房具及び通学用品  
災害救助法施行細則（資料編3-7参照）で定める額以内

### 4 期間

- (1) 教科書及び教材  
災害発生の日から1か月以内
- (2) 文房具及び通学用品  
災害発生の日から15日以内

## 第9 学校給食対策

教育班は、応急的な給食の必要があると認めるとき、調整班及び府南丹災害対策支部並びに関係機関と協議のうえ応急配給を実施する。

## 第10 その他教育に関する応急措置

### 1 教職員の確保

教育班は、教職員の被災状況を把握するとともに、京都府教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員確保に努める。

### 2 児童生徒等の保健衛生・健康管理等

- (1) 災害の状況により、被災学校（園）の児童生徒等に対し、感染症予防接種及び健康診断を南丹保健所に依頼し実施する。

- (2) 被災した児童生徒に対しては、その被災状況により府及びボランティアの協力により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持及び心のケアに努める。
- (3) 避難所となった学校等において、事前に決められた場所で救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用する。

### 3 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受け入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

### 4 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業（園）、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

### 5 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

### 6 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し調整班等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

## 第21節 輸送計画

〈調整班、動員班、救助班〉

### 第1 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を実施するための対策について定める。

### 第2 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、町長の指示に基づき、災害対策本部のそれぞれ応急対策を実施する各部・班において行うものとする。ただし、災害が激甚のため災害対策本部において確保することが困難な場合は、府及び関係機関の応援を求めて実施する。

### 第3 輸送の対象等

#### 1 輸送の対象

##### (1) 被災者の避難の場合

- ア 被災者自身を避難させるための搬送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の搬送

##### (2) 医療及び助産の場合

- ア 救護班によることができない場合における患者の基幹災害拠点病院等への搬送
- イ 医師、助産師、看護師等の搬送
- ウ 重病ではあるが今後は自宅療養によることとなった患者の搬送

##### (3) 災害にかかった者の救出の場合

- ア 救出された被災者の搬送
- イ 救出のための必要な人員、資材等の輸送

##### (4) 飲料水の供給の場合

- ア 飲料水の輸送
- イ 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

##### (5) 死体の捜索の場合

死体の捜索に必要な人員及び資材の輸送

##### (6) 遺体の処理の場合

- ア 遺体の処理等のために必要な人員、資材等の輸送
- イ 遺体の移送の場合

##### (7) 救済用物資の整理及び配分の場合

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の輸送
- イ 学用品の輸送
- ウ 炊出し用食料品、調味料、燃料の輸送
- エ 医薬品、衛生材料の輸送

## 2 輸送順位

### (1) 人員の搬送

災害によって優先搬送される人員は、災害対策本部員、消防団員、応急措置を行う要員、救出された被災者等

### (2) 物資の輸送

物資輸送については、府南丹災害対策支部及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するのは食料、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

## 第4 輸送力の確保

### 1 車両等の確保

公用自動車等の配車計画については動員班が行うが、各部・班のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は知事に対し調達のある旋を求めるものとする。この場合、借上げ手続、その他必要事項は動員班が措置し、救助班が協力するが、概ね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

### 2 町有車両の状況

資料編3-20のとおりである。

### 3 輸送力の確保についての協力要請

調整班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社
- (2) 各種運送会社

### 4 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) トラック、バス等による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 航空機、ヘリコプター等による輸送
- (4) 人力等による輸送

## 5 人力による輸送の場合

災害の状況により、車両、ヘリコプター等による輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人夫等を臨時に雇用し、人力による輸送を行う。

## 6 ヘリコプター等による輸送の場合

(1) 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、直ちに府南丹災害対策支部を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

(2) 災害対策用ヘリコプター離着陸場の整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用ヘリコプター離着陸場を資料編3-20のとおり設定するものとする。

## 第5 緊急通行車両の取扱い

### 1 確認をする対象

災対法第76条の規定に基づき、緊急通行車両として確認の対象となるものは、概ね次のようなものである。

(1) 水防活動のために通行させるとき。

(2) 消防活動のために通行させるとき。

(3) 警察活動のために通行させるとき。

(4) 防疫活動のために通行させるとき。

(5) 生活必需物資輸送のため通行させるとき。

(6) 応急的な道路、河川、砂防、電気、通信（電話を含む。）、上下水道及びガス等の工事のために通行させるとき。

(7) 鉄軌道等の工事（架線工事を含む。）のために通行させるとき。

(8) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道関係者が事案に関する取材のために通行させるとき。

(9) 傷病者の救護のため又は医師が救急患者の診断、治療等のために通行させるとき。

(10) 郵便物（電報を含む。）の集配のために通行させるとき。

(11) 清掃、廃棄物、汚物処理（ごみ取り、くみ取り等）、消毒等保健衛生上の必要のために通行させるとき。

(12) 自衛隊が防災活動のために通行させるとき。

(13) その他災害対策本部の災害予防計画及び災害復旧計画に基づき通行させるとき。

### 2 緊急通行車両の確認申請

(1) 災対法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、緊急通行車両等確認申請書（資料編3-20の様式第2号）を南丹警察署長に提出し、標章（資料編3-20の様式第1号）及び緊急通行車両確認証明書（資料編3-20の様式第3号）の交付を受ける。

(2) 緊急事案により通行する車両の例外措置

緊急自動車（救急車）が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に緊急通行車両確認申請書



の提出手続がとれない場合には、この正規の手続をとる必要はないが、事前又は事後に電話連絡により行う。

## 第6 災害救助法による輸送基準

### 1 対 象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費

### 3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

## 第22節 交通規制に関する対策計画

〈調整班、水防調査班〉

### 第1 計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全と円滑を確保するための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策等の要領について定める。

なお、交通規制等の実施にあたっては、各道路管理者、南丹警察署及び災害対策本部は、相互に密接な連絡をとるものとする。

### 第2 実施責任者

1 町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行う。

2 交通の規制は、次の区分により行う。

#### (1) 公安委員会及び南丹警察署長

交通の規制について、災害発生の規模及び状況に応じ公安委員会又は南丹警察署長は、当該道路について区間、期間（時間）を定めて歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、当該道路の通行の禁止又は制限のうち区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、かつ期間が1か月を超えないものは警察署長が行い、その他は公安委員会が行うものとする。

#### (2) 京都府南丹土木事務所長等

ア 災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、府南丹土木事務所長が通行規制を行う。

イ 災害による道路の破損欠壊、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路については、府南丹土木事務所長が道路の通行を禁止し、又は制限する。

また、大臣が管理する道路については、国土交通省福知山河川国道事務所が通行規制を行う。

### 第3 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

(1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

(2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

(1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

- (2) 通報を受けた警察官又は町長は相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、水防調査班を中心に調査するものとする。
- (3) 水防調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

### 3 交通規制

- (1) 道路管理者、公安委員会及び南丹警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 道路管理者又は南丹警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条例等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。
- (3) 道路管理者及び南丹警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておくものとする。
- (4) 車両の運転者の義務  
道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。
- (5) 措置命令等
  - ア 自衛官の措置命令等  
警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。
  - イ 消防職員の措置命令等  
警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

国道、主要地方道における異常気象時道路通行規制区間

区分	路線番号	路線名	区間	異常気象時通行規制区間
一般国道	9	国道9号	京都市－山口県下関市	【連続雨量 230mm】 南丹市園部町上木崎～船井郡京丹波町新水戸:4km
	27	国道27号	京丹波町－福井県敦賀市	【連続雨量 150mm】 船井郡京丹波町升谷～船井郡京丹波町中山:0.8km
主要地方道(府道)	51	舞鶴和知線	京丹波町篠原－舞鶴市	【通行注意:130mm、通行止め:150mm】 船井郡京丹波町下栗野～篠原:2.0km
	59	市島和知線	京丹波町大倉－兵庫県丹波市	【通行注意:100mm、通行止め:150mm】 船井郡京丹波町才原～角:2.4km
	80	日吉京丹波線	京丹波町長野－藤ヶ瀬	【通行注意:100mm、通行止め:150mm】 船井郡京丹波町富田長野～下山藤ヶ瀬:3.3km

#### 4 緊急交通路の指定

災害が発生した場合、災害の状況に応じて物資輸送や応急対策活動等に必要な路線を指定して円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関との連絡調整の上で、第2章第21節「交通対策及び輸送計画」第2に定める緊急交通路指定予定路線等の中から緊急交通路を指定する。

災害時に道路除雪等が必要となる場合は、この緊急路を中心に除雪等を実施するものとする。

#### 5 交通処理

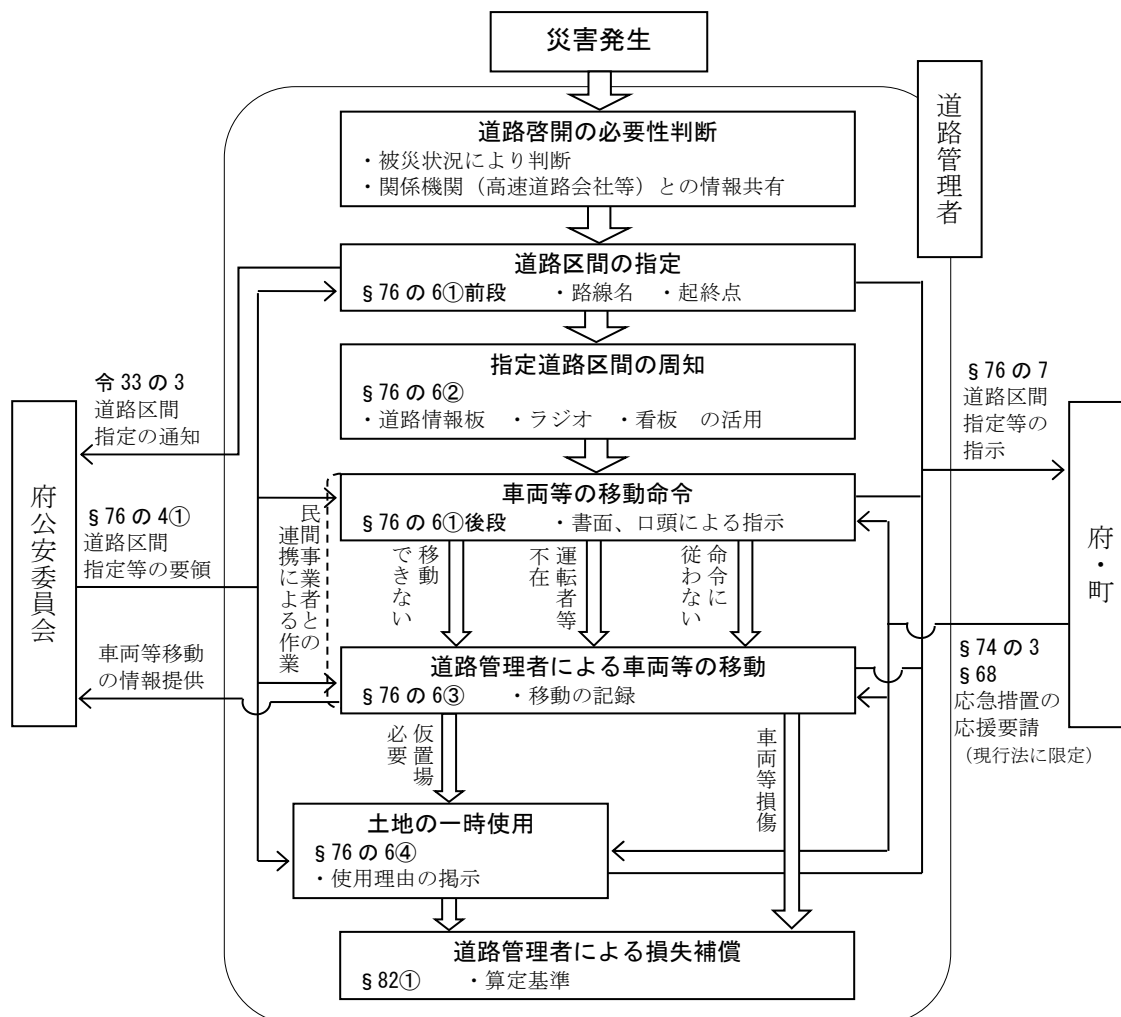
- (1) 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央に放置されている車両は、道路の左側に移動する。
- (4) 混乱している交差点では、公園、空き地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるよう努める。
- (5) 交通規制及び交通整理にあたっては、現場近くの運転者の協力を求めるなど適切な処置をとる。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対して、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先して誘導する。
- (9) 避難誘導等に際しては、被災者の混乱による事故防止に努める。

#### 6 災害時における車両の移動等

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、道路管理者は、

災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。



### 7 大雪に伴う車両立ち往生対策

大雪に伴う道路通行止めや通行車両の立ち往生等が発生した場合、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と連携・協力して以下の対策を講じる。

- (1) 「不要不急の自動車での外出は控える」旨の呼びかけを、道路交通情報システム、SNS、ホームページ等あらゆる広報媒体を用いて行う。
- (2) 関係機関相互で、車両の滞留状況や迂回路の状況、通行規制解除の見通し等に関する情報共有を図る。
- (3) 積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要する場合において、関係機関による滞留車両の乗員に対する救援物資の提供や一時避難施設の確保等の支援体制を構築する。

## 第23節 道路除雪計画

〈水防調査班〉

### 第1 計画の方針

豪雪に際して、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など住民の協力を得て迅速かつ確かな除雪作業を実施し、道路交通を確保し緊急かつ必要な物資の輸送等の円滑化を図るとともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努める。

### 第2 除雪対策組織

#### 1 除雪本部の設置

積雪が30 cm以上となり、なお降雪が続くか、又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生ずるおそれがあるときは、町に「京丹波町除雪本部」を設置し、道路除雪等について必要な対策を実施する。除雪本部は総務課、土木建築課で構成するものとする。ただし、累年ない豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切換え必要な対策を実施する。

#### 2 平時の体制

平時の道路除雪については、土木建築課が担当する。

なお、平時における道路除雪の出動基準（作業依頼基準）は、以下を目安とする。

除雪出動基準 （作業依頼基準）	午前4時の時点で、町内6箇所の積雪観測所において、10 cm以上の積雪が確認された場合に、当該地区の除雪作業を依頼する。なお、積雪の確認は、写真及び作業日報によるものとする。
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

### 第3 京都府及び近隣市町との連絡

主要道路を確保するため、土木建築課は、府南丹広域振興局、府南丹土木事務所及び近隣市町と密接に連絡し、計画的な道路除雪を実施する。

### 第4 除雪路線の緊急順位

#### 1 国道及び府道

国道及び府道については、国及び府が実施するが、町は国及び府の除雪計画における国道及び府道の補完的除雪作業を行う。

#### 2 町道

次のとおり緊急順位を設ける。

- (1) 学校、幼稚園等公共施設へ通じる最重要路線及び消防上必要な路線
- (2) 交通上重要な路線もしくは産業道路

## (3) その他の町道

## 第5 除雪機械の配置

- 1 町所有の除雪機械を次のとおり配置する。

機械名	台数	備考
除雪ドーザ 8t	1台	(タイヤドーザ)
除雪用車両スノープラウ	3台	(三菱キャンター4WD)
クローラハンドガイド	1台	(6.6kw)

- 2 京都府へのあつ旋の依頼

町長は、1の機械のみでは除雪が不可能な場合は、府南丹広域振興局長に除雪機械のあつ旋を依頼する。

## 第6 消防団の出動と住民の除雪

緊急に除雪を行うため必要があるとき、土木建築課は、総務課を通じ消防団長及び各区長に連絡し、消防団の出動並びに住民の協力を要請する。

## 第7 倒木処理等の道路啓開対策

土木建築課は、大雪に伴う被害及び対応状況の情報を電力事業者等の関係機関と共有するとともに、倒木、電柱倒壊、断線箇所の現地調査を行い、対策箇所を特定する。さらに、電力事業者による感電防止対策が行われた後、関係機関と連携・協議の上で決定した除雪路線の優先順位をふまえ、倒木撤去、除雪等の道路啓開を行う。除雪が間に合わない場合は、早期道路啓開を図るため、塩化カルシウムを融雪剤として緊急使用するなどの対応を行う。

## 第8 その他

土木建築課長は、毎年積雪前に「降雪・豪雪に対する道路除雪計画書」を作成し、町長に提出するとともに関係者と協議する。

## 第24節 危険物等応急対策計画

〈消防班、消防団〉

### 第1 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、本章第3節「通信情報連絡活動計画」、第6節「消防活動計画」、第16節「救出救護計画」、第38節「突発的大事故に対する災害応急対策」等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

### 第2 実施責任者

町長が実施する。ただし、町で対処できないとき、町長は、近隣市町及び府並びに関係機関に応援を要請する。

### 第3 計画の内容

#### 1 危険物製造所等応急措置計画

- (1) 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- (2) 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
  - ア 消防機関への通報
  - イ 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
  - ウ 付近住民等に対する広報活動
  - エ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
  - オ 避難誘導及び群衆整理
  - カ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
  - キ 危険物火災の特性に応じた消防活動
  - ク 危険物の除去

#### 2 火薬類保管施設応急措置計画

- (1) 火薬類を取扱っている場所の付近で火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1)の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止にあたりとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
  - ア 在置火薬類に関する情報収集



- イ 消火活動
- ウ 注水その他の延焼防止活動
- エ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- オ 警戒区域の設定及び交通規制
- カ 飛散火薬類等の検索回収
- キ 二次爆発の防止措置

(4) 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

### 3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

(1) 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

(2) 爆発、火災又は可燃性もしくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- イ 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- ウ ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
- エ 漏えい防止作業
- オ 注水及び消火活動
- カ 付近住民等に対する広報活動
- キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク 避難誘導及び群衆整理
- ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

(3) 毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

- ア 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

### 4 毒物劇物保管施設措置計画

(1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに府南丹保健所、消防機関又は南丹警察署に届出るものとする。

(2) 緊急措置

府南丹保健所（又は南丹警察署）は、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活

動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

#### 5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

#### 第4 流出油防除資器材等備蓄一覧

資料編3-21のとおりである。

## 第25節 鉄道施設応急対策計画

〈調整班、動員班〉

### 第1 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

### 第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

#### 1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

##### (1) 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

##### (2) 対策本部及び現対本部の業務

###### (対策本部の業務)

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他業務を行うものとする。

###### (現対本部の業務)

ア 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮官を指定する。

イ 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て、救護、復旧に着手する。

ウ 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

復旧見込確度の標準

確 度	復旧時刻の精度
甲	± 1 時間
乙	± 2 時間
丙	± 3 時間

エ 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。

オ 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資財等についての必要事項を対策本部長に要請する。

2 事故対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種 別	設置基準	召 集
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な事故等が発生したとき</li> <li>・旅客、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に必要と認めたとき</li> </ul>	招集可能者の全員
		招集可能者の半数
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な事故等が発生したとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に必要と認めたとき</li> <li>・その他特に必要と認めたとき（台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき）</li> </ul>	必要最小限の数

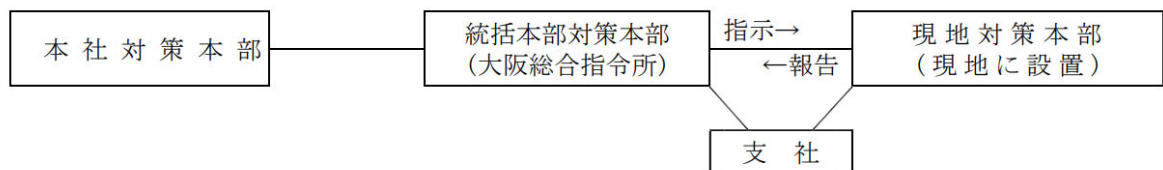
※ 招集範囲は、本部員の班別構成基準による。

※ 上記を標準とした関係室課長及び駅区所長は、種別ごとの招集者を定めておくこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

3 事故対策本部等の構成と班別業務分担

(1) 事故対策本部等の設置箇所



(2) 事故対策本部等の構成（第1種体制）

第1種体制・第2種体制によるものとし、別に定める。

## 第26節 通信・放送施設応急対策計画

〈調整班〉

### 第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

放送施設については、災害時において施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。放送機がすべて故障し、又は演奏所が使用不能に陥った時は、臨機の措置をとる。

### 第2 通信施設応急対策計画の内容

#### 1 設備及び回線の応急復旧措置

- (1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

- (3) 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

#### 2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れるなどの方法により速やかに業務の開始を図るものとする。

### 第3 放送施設応急対策計画の内容

#### 1 放送施設に支障があるときは、所定の計画に基づき次の措置を講じる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

#### 2 中継回線故障時は、次の事項を考慮し、適宜な措置を講じる。

- (1) 無線中継の実施

- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請
- (5) 株式会社ZTVへの回復要請

## 第27節 電気・上下水道施設応急対策計画

〈調整班、動員班、上下水道班〉

### 第1 電気施設応急対策計画

#### 1 計画の方針

災害が発生した場合には、電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

また、京都府と関西電力送配電株式会社が締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、府と連携を図りながら、対応していく。

#### 2 計画の内容

##### (1) 非常災害前の対策

###### ア 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため、諸施設の災害予防について対策を講じる。

発電電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講じる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

###### イ 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに、手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

###### ウ 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに、連絡方法を再確認する。

請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて、他電力事業者等との相互協力体制を確立する。

##### (2) 非常災害発生時の対策

###### ア 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

###### イ 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において、被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

###### ウ 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

###### エ 被害の復旧

非常災害対策本部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は、原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

### (3) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力事業者等へ協力を要請し、復旧にあたる。

### (4) 大雪発生時の対策

大雪発生時においては、早期の倒木処理及び道路啓開を行うため、府及び町と連携し、道路の通行の支障となる倒壊電柱等の電力設備の除去を行う。

また、孤立地区が発生した場合は、停電の復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性を考慮した上で、府及び町と協議して停電仮復旧のための電源車を配置する。

## 第2 上下水道施設応急対策計画

### 1 水道施設

#### (1) 被害状況の収集及び伝達

上下水道班は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、動員班により関係機関に迅速に伝達する。

#### (2) 応急復旧

上下水道班は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、復旧にあたっては、道路管理者、下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

#### (3) 支援要請等

上下水道班は、人員、資機材が不足する場合、調整班により速やかに相互応接協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

#### (4) 災害広報

動員班及び府等は、上水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。



## 2 下水道施設

災害が発生した場合には、下水道BCPにより応急対策に努める。

### (1) 被害状況の収集及び伝達

下水道班は、災害の発生時に、管渠・中継ポンプ施設・処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、動員班により関係機関に迅速に伝達する。

### (2) 応急復旧

下水道班は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、また、中継ポンプ施設及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

### (3) 災害広報

下水道班は、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等の使用方法について周知する。

## 第28節 農林関係応急対策計画

〈産業班〉

### 第1 計画の方針

各種災害に対して、農林産物の被害を最小限に止めるための方策について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 農林産物の被害軽減対策

各種災害に対して、災害発生時点における農産物の生育状況等も踏まえて、府地域防災計画で定められている対策も参考とし、近畿農政局、府農林水産部、JA京都、京丹波森林組合等との連携により、次の農林産物の被害軽減対策を実施する。

特に雪害については、農作物の倒状、パイプハウスの破損等の農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発を行う。

- (1) 雪害及び寒干害対策
- (2) 晩霜と低温障害対策
- (3) 春季高温障害対策
- (4) 春季長雨障害対策
- (5) ひょう害対策
- (6) 長梅雨及び水害対策
- (7) 夏季低温・日照不足対策
- (8) 風水害対策

#### 2 農林水産施設等応急対策

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するため、次のような応急対策を進める。

##### (1) 農地、農業用施設

ア 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を町及び府南丹広域振興局に速やかに報告することとする。

イ 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

ウ 管理施設（頭首工、揚水機場、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

エ 近畿農政局は、耕地復旧の応急対策として次の機械を貸し付ける。

##### (ア) 機械の種類

排水機（エンジン付）

- (イ) 貸付対象
  - 地方公共団体、土地改良区、農業協同組合
- (ウ) 機械保有場所
  - 近畿農政局土地改良技術事務所
  - 京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（641-6391）
- (2) 林業用施設
  - ア 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
  - イ 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
  - ウ 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。
- (3) 畜産施設
  - ア 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損するなどの被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、協力を得て適切な応急措置を講じる。
  - イ 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。
  - ウ 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。
- (4) 治山施設
  - ア 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、町、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
  - イ 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
  - ウ 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

## 第29節 労務供給計画

〈調整班、動員班〉

### 第1 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災対法に基づき労働力を確保するための措置について定める。

なお、労働力の確保にあたっては、公共職業安定所（ハローワーク園部）と緊密な連携をとるものとする。

### 第2 実施責任者

労働者の雇上げは、町長の指示により災害対策本部の各部・班において行うものとする。

### 第3 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の捜索
- 6 遺体の処理
- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

### 第4 労働者の雇上げ

町だけでは要員の不足が生じたときは、次の事項を付し、府を通じ、京都労働局へ要請し、人員の確保を図る。

- 1 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
- 2 労働者の所要人員
- 3 雇用を要する期間
- 4 労働者が従事する地域
- 5 労働者の輸送方法
- 6 その他必要な事項

### 第5 費用の負担

労働者の賃金は、地域における通常の実費とする。

**第30節 自衛隊災害派遣要請計画**

〈調整班〉

**第1 計画の方針**

自然災害その他災害に際し、住民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請手続等について定める。

**第2 災害派遣要請基準**

町長等による災害派遣要請の基準は次のとおりである。なお、天災地変その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事や町長等からの要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長の判断に基づいて自主派遣することがある。

- 1 町長は、災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長はその旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 町長又は南丹警察署長等は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び本町に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。この場合、町長等は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

**第3 災害派遣要請要領****1 要請事項及び要領**

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求めるときは、次の事項を明らかにし、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書を作成するいとまがないときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に求める。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を行うよう求める理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

**2 受入れ体制**

町長は、災害派遣を受けようとするとき、調整班により次の事項を確立する。

- (1) 派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- (2) 派遣部隊の活動拠点（ヘリポート、駐車場等）、宿泊所等を準備する。
- (3) 派遣部隊との作業について、作業内容に応じた作業計画を樹立しておく。

3 派遣要請先（陸上自衛隊第7普通科連隊、所在地：福知山市字天田無番地）

	勤務時間内	勤務時間外
NTT回線	0773(22)4141（内線235） Fax 0773(22)4141（内線299）	0773(22)4141（内線302） Fax 0773(22)4141（内線299）
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上 8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星 7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上 8-835-8108 FAX 8-835-8100

4 京都府知事への報告

調整班は、派遣部隊が到着したとき、府園部地域総務防災課長を通じて知事に報告する。

第4 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊派遣部隊は、主として人命・財産の救援のため各関係機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施するものとする。

1 被害状況の把握

知事から要請があったとき、又は第7普通科連隊長等が必要と認めたときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

7 応急医療、救援及び防疫

被災者に対し、応急診療、救護及び防疫を行う。ただし、薬剤等は通常関係機関より提供を受

け使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を行う。

**第5 使用器材、資材等の準備**

町長は、自衛隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものはあらかじめ準備する。

**第6 経費の負担区分**

町は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。ただし、町において負担することが適当でないものについては、府が負担するものとする。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- 2 1に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

**第7 撤収の要請**

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったとき、速やかに文書をもって府園部地域総務防災課長を通じて知事に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

### 第31節 職員派遣要請計画

〈調整班〉

#### 第1 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

#### 第2 他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするとき、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第68条により、知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- 1 災害の状況、応援を要請する理由
- 2 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 3 応援を必要とする職員の職種別人員数
- 4 応援を必要とする場所及び期間
- 5 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- 6 その他職員の応援について必要な事項

#### 第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災対法第30条第1項及び第2項に基づき、知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる。

町長が直接派遣を要請する場合（災害対策基本法施行令第15条）及び町長が知事に対し職員の派遣についてあっ旋を求める場合（災害対策基本法施行令第16条）は、ともに以下の事項を記載した文書により行う。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

#### 第4 派遣職員の受入れ体制等

- 1 町長は、職員の派遣を受け入れようとするときは、次の事項を確立するものとする。



- (1) 派遣職員との連絡にあたるため、あらかじめ連絡員を指名する。
  - (2) 派遣職員の宿泊所等を準備する。
  - (3) 作業内容に応じ各部は作業計画を樹立し、派遣職員と作業について協議する。
- 2 町長は、派遣職員が到着したとき、府園部地域総務防災課長を通じ知事に報告するものとする。
- 3 派遣職員の活動は、概ね次の内容とする。
- (1) 災害調査及び被害予測
  - (2) 復旧のための技術指導
- 4 町は、派遣職員で保有する使用可能機材等以外の作業実施に必要なものについては準備する。
- 5 派遣職員の活動に要する次の経費については、原則として町が負担するものとする。
- (1) 派遣職員の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
  - (2) (1) に該当するもののほか、必要経費で協議の整ったもの
- 6 町長は、派遣職員の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは速やかに当該関係機関の長に対し、職員の撤収を文書により要請する。
- ただし、文書による要請に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。また、府園部地域総務防災課長を通じて撤収の旨を知事に報告する。

## 第32節 義援金品受付配分計画

〈調達班〉

### 第1 計画の方針

被災者に寄贈される義援金品について、受付及び配分方法等を定める。

### 第2 義援金品の受付

- 1 町、府、日本赤十字社京都府支部及びその他機関で受付を行い、受付期間は概ね災害発生の日から1か月以内とし、必要に応じて延長する。
- 2 町における義援金品の受付は、調達班において行う。
- 3 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受けけない。
- 4 義援物資を募集する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう要請する。

### 第3 町における義援金品の保管

- 1 調達班は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備えつけるものとする。
- 2 義援金品は、適正に保管するものとする。

### 第4 町における義援金品の配分

町で受け付けた義援金品は、調達班が受け入れ、その配分を担当する。義援金品の配分にあたっては、被害状況等を勘案して配分率並びに配分方法を決定し、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

また、その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速かつ公平な配分に努めるものとする。

### 第5 義援金品受付、配分結果の報告

義援金品の受付配分状況を取りまとめるため、受付及び配分事務を終了したときは、直ちに次の様式により町内での災害にあつてはその結果を町長に、町以外での災害にあつては府知事に報告するものとする。

**第33節 社会福祉施設応急対策計画**

〈救助班〉

**第1 計画の方針**

災害発生時における施設利用者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

**第2 計画の内容****1 災害対策規定の整備**

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

**2 防災対策の実施**

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

**3 避難措置等**

(1) 災害発生時においては、施設利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て迅速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。

(2) 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休園とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用にも努めるものとする。

**4 防災関係機関との連携**

施設長は、町等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

**5 非常災害支援協定の整備**

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるように非常災害支援協定を締結する。

**第3 施設の復旧****1 町営の施設**

被害状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

**2 私営の施設**

被害状況の報告を待って、法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

### 3 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、施設利用者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は、措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。

### 4 保健管理、安全の指導

施設利用者等の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

### 第34節 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

〈救助班〉

#### 第1 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

避難行動要支援者名簿を作成された者については当該プランに即して対応する。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

#### 第2 計画の内容

##### 1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、町及び府がそれぞれの役割に応じて実施する。

##### 2 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

(1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)の同意の有無にかかわらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の状況を確認する。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認を行う。

(2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、指定福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。

(3) 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援を求める必要性が認められる場合は、府に対して、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するとともに、派遣されたチームから、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を受けるものとする。

##### 3 高齢者に係る対策

(1) 町は、高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、府との連携のもとに災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

(2) 町は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

(3) 町は、府との連携のもとに、地域内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。

- (4) 高齢者の健康管理には特に留意することとし、町は、府と連携し、本章第8節「避難等に関する計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (5) 町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置にあたって、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

#### 4 障害者に係る対策

- (1) 町は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、テレビなど）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- (2) 町は、府との連携のもとに、必要に応じて手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- (3) 町は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保して、サービスの提供に努める。
- (4) 町は、府との連携のもとに、地域内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。  
また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害福祉施設等への緊急入所等を勧める。  
この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- (5) 障害者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、本章第8節「避難等に関する計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (6) 町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置にあたって、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

#### 5 乳幼児等に係る対策

- (1) 町は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 町は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。  
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要に応じて、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。  
町は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- (3) 府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。
- (4) 乳幼児等の健康管理には特に留意することとし、町は、府と連携し、本章第8節「避難等に関する計画」により健康維持等の対策を講じる。

## 6 妊婦に係る対策

- (1) 町は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (3) 妊婦の健康管理には特に留意することとし、町は、府と連携し、本章第8節「避難等に関する計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (4) 助産を実施する場合は、本章第14節「医療助産計画」により対策を講じる。

## 7 外国人に係る対策

町は、府、京丹波町国際交流協会等と連携して、次のような災害時の外国人支援対策を行う。

- (1) 災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (2) 広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動（多言語ややさしい日本語による情報提供等）に努める。
- (3) 避難所及び仮設住宅の設置・運営にあたっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

### 第35節 環境保全に関する計画

〈防疫班〉

#### 第1 計画の方針

災害により有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合は、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

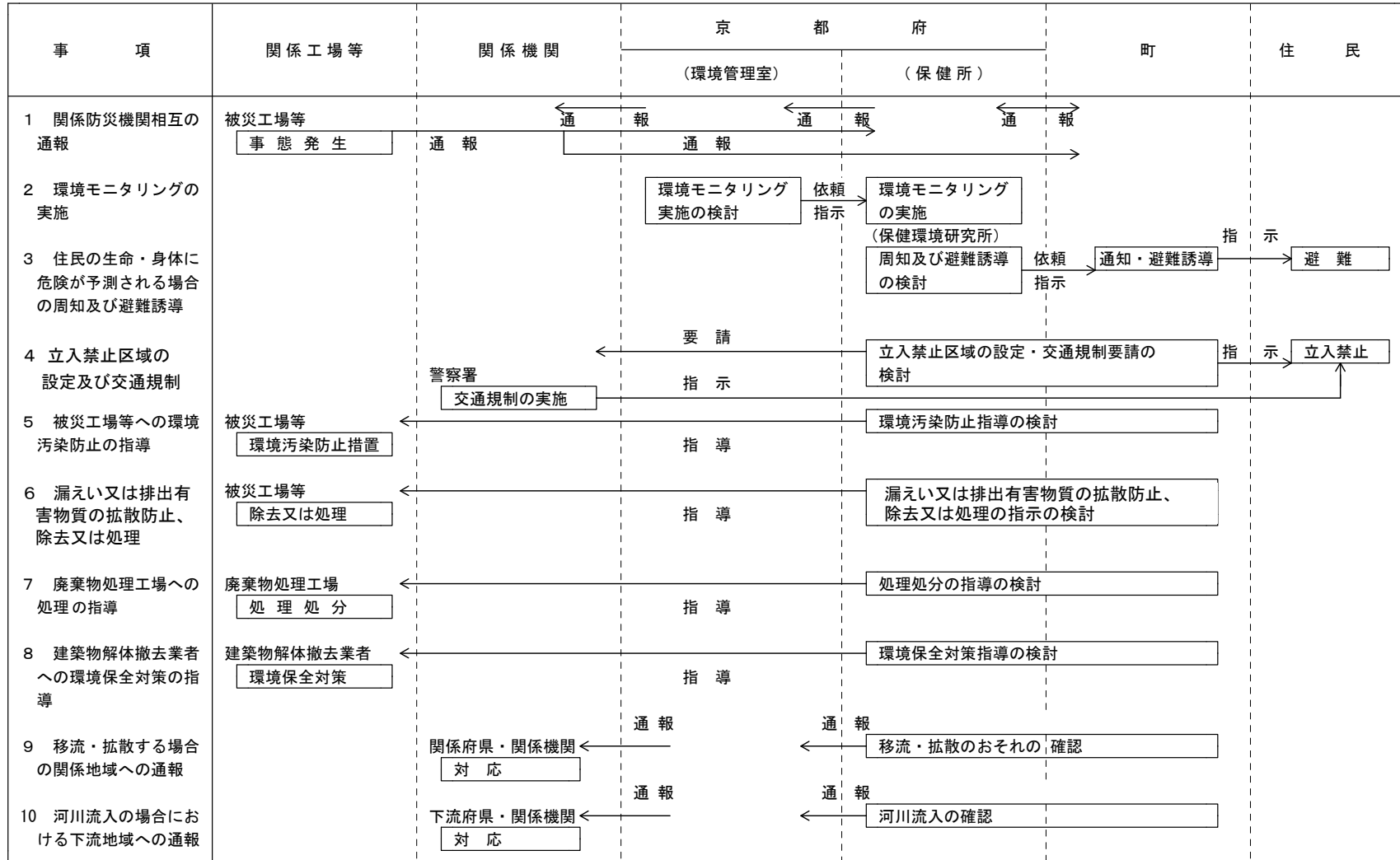
#### 第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害により有害物質による環境汚染が発生した場合は、住民等への通報、指示等に関して、府の指導、助言その他支援を受け、次の施策を行う。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 府が行う環境モニタリングに協力する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導を行う。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、府と調整し、府警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、府と連携する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、府と連携し、被災工場等へ指導する。
- 7 府と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理の実施を指導する。
- 8 府と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。



環境影響の応急及び拡大防止措置



## 第36節 ボランティア受入れ計画

〈調整班、救助班〉

### 第1 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、町及び府は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れにあたっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

### 第2 計画の内容

#### 1 専門ボランティアの受入れ

- (1) 災害発生時に、災害対策本部が専門ボランティアの活動を必要と判断したときは、府園部地域総務防災課を通じて専門ボランティアの受入れ調整を要請する。
- (2) 町及び関係機関等は、専門ボランティアが被災者支援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

#### 2 一般ボランティアの受入れ及びコーディネート

- (1) 救助班は、町社会福祉協議会等との連携により、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として町ボランティアセンターを設置する。
- (2) 町ボランティアセンターの運営は、町社会福祉協議会が「京丹波町災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき行う。
- (3) 災害対策本部が、一般ボランティアの活動が必要と判断した時は、あらかじめ登録してあるボランティアに活動を呼びかけ、新たなボランティアを募集するとともに、京都府災害ボランティアセンターとも密接に連携しボランティアの確保等を行う。
- (4) 町ボランティアセンターは、被災者支援活動に参加する一般ボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

#### 3 情報収集・情報提供

- (1) 町ボランティアセンターは、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、京都府災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
- (2) 町ボランティアセンターは、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。
- (3) 町は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を京都府災害ボランティアセンター現地対策本部等に提供する。

### 第37節 文化財等の応急対策計画

〈教育班〉

#### 第1 計画の方針

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

#### 第2 計画の内容

- 1 被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- 2 被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- 4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

## 第38節 突発的大事故に対する災害応急対策

〈調整班、関係各班〉

### 第1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、大規模火災（林野火災、交通機関の火災を除く）、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、府地域防災計画事故対策計画編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、本町が関係機関と連携して推進する応急対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、必要に応じて、関係市町への応援、広域避難所の開設等の応急対策を推進するものとする。

なお、本町が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、町地域防災計画の他の節の内容を援用する。

### 第2 町の活動体制

町は、本町の区域に突発的大事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び町地域防災計画の定めるところにより、事故対策（警戒）本部を設置し、他の防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

活動体制及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項については、各事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

また、府外の原子力発電所に係る災害が発生した場合においても、必要に応じて事故対策（警戒）本部を設置し、所要の応急対策の実施に努める。

### 第3 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

町は、本町の区域において突発的大事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるとき、状況を調査して本計画の定めるところにより、速やかにとりまとめて府園部地域総務防災課長を経由して、知事（府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災・列車火災・トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、以下に示す危険物等事故が発生した場合も、同様に、第一報を消防庁に対しても報告するものとする。

#### 1 危険物等に係る事故

（1）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この項において「危険物等」と

いう。)を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

- (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
- ア 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
  - イ 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

- 2 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

#### 第4 広報活動

府の要請を受けて、ホームページ、アプリケーションソフト（京丹波あんしんアプリ等）、自主放送番組等により広報を行う。

#### 第5 救急医療活動

消防機関等は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

- 1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは町及び府等で確保した車両により搬送を行う。

- 2 医療機関等の連携

町及び医療機関等は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

#### 第6 避難対策

突発的大事故発生時の町等が行う避難指示等については、本章第8節によるほか、次のとおりとする。

- 1 避難誘導の実施

町等は、人命の安全を第一に避難場所、避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

- 2 避難所の開設及び運営管理

町等は、必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

### 3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所、避難所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

## 第7 危険物等災害時における環境保全対策

危険物等災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

## 第8 林野火災時における消火活動

町及び府、京都中部広域消防組合等の関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

### 1 消火活動

#### (1) 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損した木から再燃させる危険性が大きい場合、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

#### (2) 空中消火活動

町及び京都中部広域消防組合は、府、他市町村、自衛隊等と連携しヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施にあたっては次の事項に留意して行うものとする。

ア ヘリコプターの要請

イ 空中消火基地

ウ 空中消火用資機材

府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱うものとする。

### 2 広域応援体制の確保

町等の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合、町及び京都中部広域消防組合は、京都府消防広域応援基本計画に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

京都府消防広域応援基本計画によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助

隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

緊急消防援助隊等の消防広域応援をもって消防活動に対応できない場合は、府は、自衛隊災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

## 第9 広域停電事故対策

町は、府、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社と調整を図り、広域停電事故が発生した場合の対策として、次の措置をとる。

- 1 町域において広域停電事故が発生した場合で、被害が発生又はそのおそれがある場合は、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告する。
- 2 その他、必要に応じて、二次災害防止のための活動、付近住民に対する情報提供（広報活動）を行う。

### 第39節 り災証明書の発行計画

〈救助班、水防調査班〉

#### 第1 計画の方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するにあたり、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に災害対策本部長が確認できる範囲の被害程度について証明するものである。

なお、町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明書の交付の体制を確立し、遅延なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査やり災証明の交付担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の育成、住家被害の調査及びり災証明の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

#### 第2 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外の物がり災した場合において、り災証明書の発行が必要な場合は災害対策本部長の発行するり災証明書で対応する。

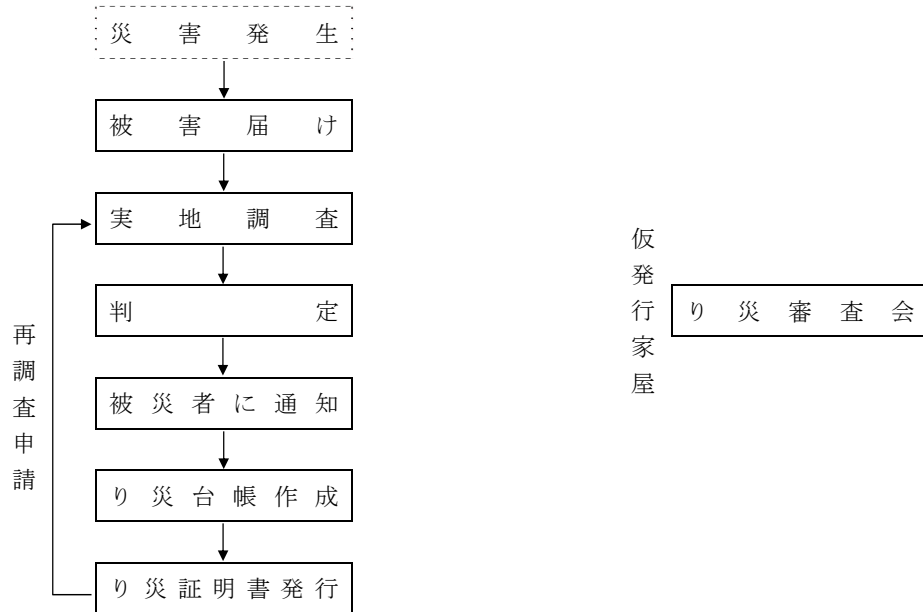
- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊
- 2 床下浸水、床上浸水
- 3 全焼、半焼
- 4 全流失、半流失

#### 第3 被災家屋の被害認定基準

被災家屋の被害程度の認定基準は、本章第3節「通信情報連絡活動計画」別表のとおりである。



#### 第4 り災証明書発行の流れ



#### 第5 り災台帳の作成

町は、固定資産税台帳を基にり災証明書の発行に必要な被害情報を被災建物調査結果（全壊・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）及びその他建物被害の実地調査によりとりまとめ、り災台帳にこれを登録する。町は、全り災世帯の台帳を作成する。

実地調査には関係機関及びボランティア等の協力を得て、災害発生後概ね1か月以内に実施する。

なお、実地調査は2人1組で、外観目視による調査とする。

#### 第6 判定

り災台帳に基づき、家屋被害の程度を判定する。判定の困難な物件については、り災審査会に判定を委ねる。り災審査会は、土木建築課長が主催し、判定結果を災害対策本部長に報告し、承認を得る。

#### 第7 り災証明書の発行

災害対策本部長は、り災台帳に基づき申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を1世帯あたり1通を原則に発行する。

なお、災害対策本部長は、災害の状況により被災者から申請のあった時点で仮り災証明書を発行したときは、実地調査後にり災証明書に切り替え発行し、その旨り災台帳に記録する。

#### 第8 再調査申請の受付

町は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立ち入り調査により実施する。

## 第9 リ災証明に関する広報

町は、リ災証明書の発行及び再調査申請の受付を円滑に行うため、リ災証明に関する相談窓口を災害対策本部に設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

## 第40節 社会秩序の維持に関する計画

〈調整班〉

### 第1 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 関係機関の緊密な情報交換

町は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### 2 町の活動

町は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。



## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 生活確保対策計画

〈救助班、調査班、関係各班〉

#### 第1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### 第2 租税の徴収猶予及び減免等

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

##### 1 期限の延長

納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、町長は当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2）

##### 2 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、町長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

##### 3 減免

町長は、災害を受けた場合、その被害の実情に応じて住民税、町税等の減免措置を速やかに講じるものとする。

（資料編4-1「災害による被災者に対する町税の減免に関する条例」参照）

#### 第3 融資対策

町長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸付けるため、次の資金等の導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害援護資金の貸与

(1) 貸付対象者

府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害(自然災害に限る。)により、次の被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000円
世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害	2,500,000円
世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000円
世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000円
家財1/3以上の損害	1,500,000円
住居の半壊	1,700,000円
住居の全壊	2,500,000円
住居の全体の滅失	3,500,000円

(3) 貸付条件

所得制限	(世帯人員)	(前年の町民税における総所得金額)
	1人	220万円未満
	2人	430万円未満
	3人	620万円未満
	4人	730万円未満
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
	住宅が滅失した場合には1,270万円未満	
利息	年3%以内で町が条例で定める率(据置期間は無利子)	
据置期間	3年	
償還期限	10年(3年の据置期間を含む。)	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
連帯保証人	町の定めるところによる	

(4) 実施主体

町

(5) 費用の負担区分

府は、町が被災者に貸与した額の10/10額を町に無利子で貸与し、国はその2/3額を府に無利子で貸与

2 生活福祉資金の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

(1) 対 象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

(2) 貸付金額

生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護） 1,500,000 円以内

生活福祉資金（住宅資金） 4,000,000 円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

(3) 貸付条件

ア 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）

イ 据置期間 3か月以内（状況に応じて2年以内）

ウ 利子

（ア） 据置期間 無利子

（イ） 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合 無利子、立てない場合 年1.5%

3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付

被災した母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は、本人の申請により猶予される。

第4 災害弔慰金支給及び災害障害見舞金計画

1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族

ア 町内において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 府内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給額

ア 主たる生計維持者の死亡 1人あたり 5,000,000 円

イ その他の者の死亡 1人あたり 2,500,000 円

(3) 実施主体 町

(4) 費用の負担区分

国：2/4、府：1/4、町：1/4

2 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に

掲げる程度の障害がある者

- ア 町内において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 府内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給額

- ア 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 2,500,000円
- イ その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 1,250,000円

(3) 実施主体 市町村

(4) 費用の負担区分

国：2/4、府：1/4、町：1/4

## 第5 被災者生活再建支援金支給計画

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

### 1 対象災害

暴風、洪水、地震その他自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) 府内で(1)もしくは(2)の市区町村を含む場合又は100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）及び2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る。）に係る自然災害

### 2 対象世帯

- (1) 1の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

### 3 支援金額

次の(1) + (2)の合計を支給



(1) 基礎支援金

- ア 全壊世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）
- イ 大規模半壊世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

(2) 加算支援金

- ア 全壊世帯、大規模半壊世帯
  - (ア) 住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円）
  - (イ) 住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）
  - (ウ) 住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）
- イ 中規模半壊世帯
  - (ア) 住宅を建設又は購入する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）
  - (イ) 住宅を補修する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）
  - (ウ) 住宅を賃借する世帯 25 万円（単数世帯 18.75 万円）

4 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

5 申請書類の提出窓口

町

6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1 / 2、国 1 / 2

**第6 職業のあっ旋**

町は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっ旋を図る。

**第7 被災者台帳の作成**

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、被災者台帳の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

## 第2節 公共施設復旧計画

〈関係各班〉

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた公共施設の復旧を促進するための各種事業について定める。

### 第2 公共土木施設災害復旧計画

災害発生後、早期の道路、河川、都市施設等の復旧は、安定した住民生活を回復し、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限に止めるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとし、別記1のような流れで実施される災害復旧事務に対して、次のような措置を講じるものとする。

- 1 被災した公共土木施設について、早期に災害発生時の気象、水利、被害状況並びに地形、地盤の変動等、被災後の状況の変化、被災原因を調査・分析し、再度災害の防止を図るように必要な改良復旧作業に着手する。

また、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業と併せて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業の積極的導入を計画する。

- 2 必要に応じて府や国の指導を受け、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の対象事業の積極的な導入を図り、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針を樹立し、府や国の復旧事業については早期の実施を要請する。
- 3 民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には緊急査定等を要請・実施する。
- 4 迅速な復旧事業の実施に向けて、査定の迅速な処理、手戻り防止を図るため、事前打ち合わせ制度を積極的に活用する。
- 5 被災施設の重要度、被災状況、事業の規模・難易度、事業の施行能力等を勘案して緊急度の高いものから直ちに実施する。
- 6 公共土木施設の被災等により生じたがれきの処理は、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止並びに住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じるものとする。

### 第3 農林水産業施設災害復旧計画

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林水産業者の経営の回復、安定を図

るとともに、被害の状況を十分検討するとともに、公共土木施設災害復旧計画とも整合性を図り、次のような法律に基づく災害復旧事業に対する補助制度も有効に活用して、防災に必要な施設の整備等を行う。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）
- 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

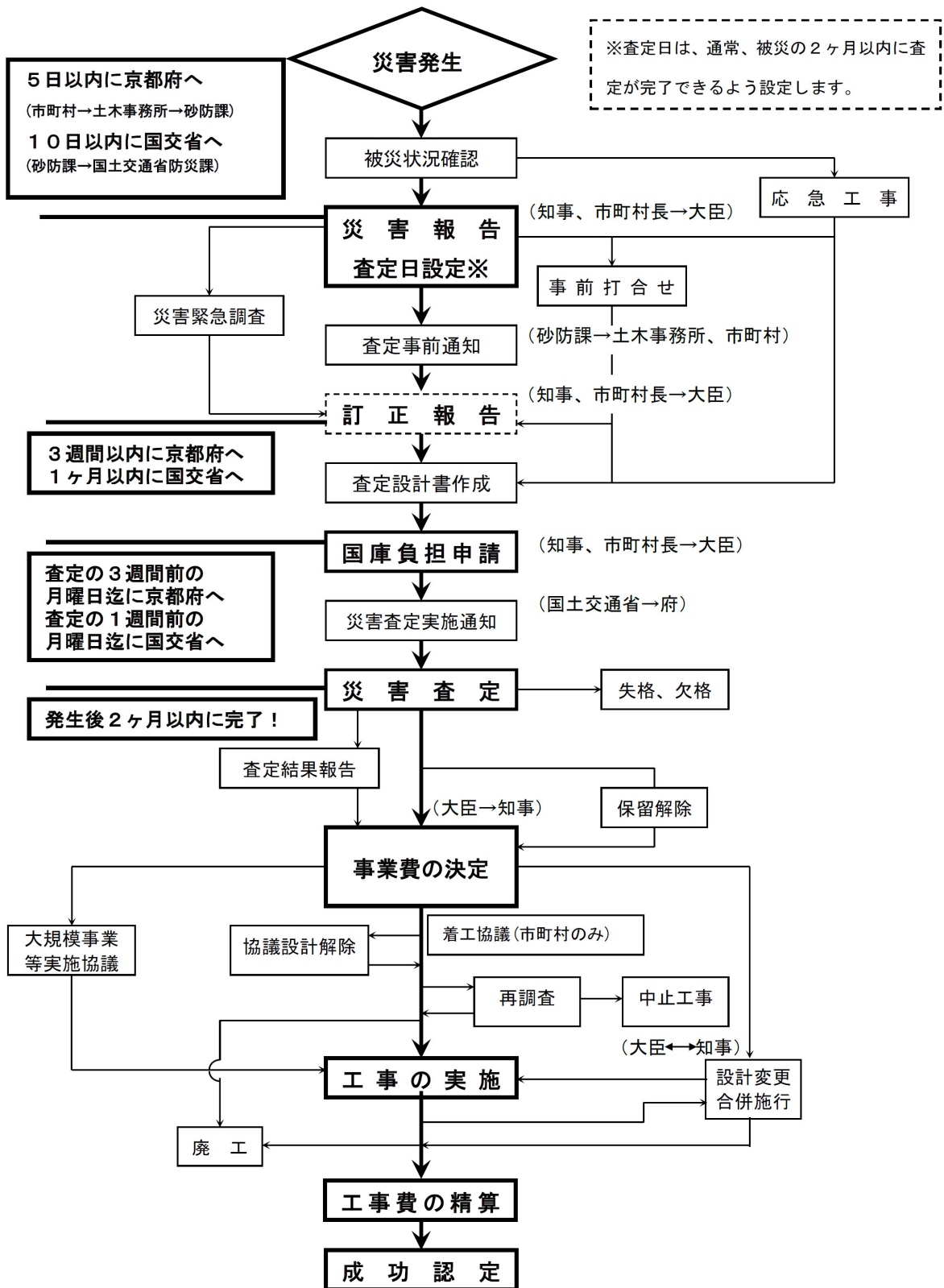
#### 第4 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川災害復旧事業
  - (2) 道路災害復旧事業
  - (3) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他災害復旧事業
- 11 単独災害復旧事業（国庫負担（補助）の対象とならない事業）

別記1

災害復旧事務の流れ

◎災害復旧事務フロー



### 第3節 風評被害対策

〈動員班、産業班〉

#### 第1 計画の方針

町は、府や国、関西広域連合等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策をとるものとする。

## 第4節 文教・文化財等の復旧計画

〈教育班〉

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

被災地の文化財についても、早期に調査を実施し、必要となる復旧対策に努める。

### 第2 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、必要に応じて府からの技術職員の派遣等技術的支援を受け、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を考慮する。

### 第3 教育活動の再開

- 1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が指定一般避難所となった場合においては、救助班と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と学校等が密接な連携を図り、被害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は、近隣の学校施設等を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
  - (1) 災害に伴う就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の奨励に関する法律（昭和31年法律第40号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）による補助金に関すること
  - (2) 災害に伴う特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による就学奨励費に関すること
  - (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）及び独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資貸与金に関すること
  - (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること
- 4 児童生徒等及び教職員の健康管理  
被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きなダメージを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

#### 第4 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から教育委員会社会教育課とその取扱いについて協議する。

## 第5節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

〈関係各班〉

災害復旧事業費の決定は、知事、町長の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる激甚法に基づいて援助される事業等は、次に掲げるとおりである。

これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

### 第1 法律により国が一部負担又は補助する事業

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- 3 公営住宅法による事業
- 4 土地区画整理法による事業
- 5 感染症予防法による事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- 7 予防接種法による事業
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による事業
- 10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律による事業

### 第2 激甚災害に係る財政援助措置

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公立学校施設災害復旧事業
  - (4) 公営住宅施設災害復旧事業
  - (5) 生活保護施設災害復旧事業
  - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
  - (7) 高齢者福祉施設災害復旧事業
  - (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
  - (10) 婦人保護施設災害復旧事業
  - (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - (12) 感染症予防事業
  - (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
  - (14) 湛水排除事業



2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (5) 水防資器材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

**第3 京都府による財政措置**

府は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時金の借入れについても近畿財務局、日本郵政公社近畿支社及び各種金融機関に対して速やかな金融措置を要請し、市町村に対してそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
  - (1) 歳入欠かん等債
  - (2) 公共土木等小災害債
  - (3) 農地等小災害債

## 第6節 住宅復興計画

〈水防調査班〉

### 第1 計画の方針

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

### 第2 一般民間住宅の復興

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する次のような融資、貸付制度があり、府との連携によりこの認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅相談窓口を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

#### 1 災害復興住宅融資

地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている被災者に対する、住宅復旧のための建設資金又は購入資金への融資。その他、リフォーム資金（補修）や賃貸住宅の復旧・補修等に対する融資制度も用意されている。

#### 2 マイホーム新築資金貸付（特別貸付）

町域における住宅の滅失戸数が10戸以上の場合で、町長からの特別融資申請により融資希望者に対し独立行政法人住宅金融支援機構が認めたものの住宅の新築

#### 3 リフォームローン

町長の特別融資申請により独立行政法人住宅金融支援機構が認めたものの補修

#### 4 産業労働者住宅建設資金融通の特例

#### 5 地すべり等関連住宅融資

なだれ又は地すべり等により人体生命に危険を及ぼすおそれのある地域（災害危険地域）内に居住している者が、当該地域外に自ら居住するための住宅を建設・購入しようとする者に対する融資

#### 6 平常においても、申込みの期間を定めて一般個人住宅新築、住宅改良（増築、修繕、模様替）、分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、特別個人住宅、中高層耐火建物の貸付けの制度がある。

### 第3 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっており、この制度を活用する。

## 1 対 象

公営住宅法第8条の規定による。

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は町の区域内で200戸以上もしくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200戸以上又は町の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

## 2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

## 3 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

## 4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
- (2) 住宅災害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

## 5 激甚法適用の場合

### (1) 対 象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

### (2) 建設等戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

### (3) 補助率

建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

### (4) 建設等の手順

公営住宅法の場合と同じ

## 第7節 農林水産業、中小企業の復興計画

〈産業班〉

### 第1 計画の方針

被災した農林水産業並びに被災中小企業の再建を促進し、地域産業の活力維持・継続を図るため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 農林水産業に対する措置

農林水産業施設災害復旧事業の迅速かつ円滑、効果的な推進を図るとともに、次のような融資制度の活用を促進する。

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法に基づく融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金の融資
- (3) 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給（負担割合：府1／2、町1／2）
- (4) 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助（京都府補助）

#### 2 中小企業に対する措置

災害を受けた中小零細企業に対し、府が次のような措置について、その状況に応じてその都度判断し、対策を講じていくとしている施策の積極的な活用を促進する。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- (2) 特に必要な場合にあつては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- (3) 京都府産業支援センター（京都府中小企業技術センター、京都府織物・機械金属振興センター、(公財)京都産業21）、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

## 第8節 激甚災害の指定に関する計画

〈調整班、調査班、関係各班〉

### 第1 計画の方針

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、府と連携・協力して災害の状況を速やかに調査し、実情を把握するとともに、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 第2 激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるように、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第9節 災害復興対策計画

〈関係各班〉

### 第1 計画の方針

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を実施する。

### 第2 復興対策本部の設置

国により緊急災害対策本部が設置された場合は、町は、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。

### 第3 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第10条に基づく復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、以下の事項に留意する。

- 1 国の復興基本方針及び府の復興方針に即して作成する。
- 2 府と共同して作成する。
- 3 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じる。
- 4 復興協議会を組織する。

### 第4 都市計画の決定又は変更の代行要請

大規模災害復興法第42条に基づき、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を府に要請する。

### 第5 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

大規模災害復興法に基づき、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要と認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を府に要請する。

### 第6 職員派遣の要請

町長は、大規模災害復興法に基づき、復興計画の策定のために必要がある場合、関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、町長は、復興計画の策定のために必要がある場合、府知事に関係行政機関又は関係地方行政機関の職員派遣のあっ旋及び府の職員派遣のあっ旋を求める。

### 第7 地籍調査の推進

土地境界の確認を円滑に行い、災害復旧・復興対策の迅速化に寄与できるよう、平時より地籍調査を推進する。